

平成29年第4回（12月）定例町議会

（第2日 12月6日）

平成29年第4回(12月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年12月6日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 3 議案第40号 平成29年度農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事(安良里地区)変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第41号 甲種漁港施設(安良里漁港)指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第42号 甲種漁港施設(田子漁港)指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第43号 甲種漁港施設(仁科漁港)指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 堤 豊 君	2番 山本洋志君
3番 山本智之君	4番 芹澤孝君
5番 高橋敬治君	6番 加藤勇君
7番 山田厚司君	8番 西島繁樹君
9番 堤和夫君	10番 山本榮君
11番 増山勇君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
総務課長	佐久間 明 成 君	まちづくり課長	大谷 きよみ 君
窓口税務課長	真野 隆 弘 君	健康福祉課長	白石 洋 巳 君
産業建設課長	村松 圭 吾 君	防災課長	山本 法 正 君
環境課長	鈴木 昇 生 君	会計課長	森 健 君
企業課長	松本 正 人 君	教育委員会 教務局長	高木 光 一 君

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井 貞 代	書記	山本 直 輝
--------	--------	----	--------

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（高橋敬治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇芹澤 孝君

○議長（高橋敬治君） 通告5番 芹澤孝君。

4番、芹澤孝君。

[4番芹澤 孝君登壇]

○4番（芹澤 孝君） おはようございます。

最初の質問から。

1. 地域商社事業について。

当町は平成29年地方創生推進交付金（先進的地域商社）の対象事業として、しごと創生分野のローカルブランディングの範疇^{はんちゆう}であります地域商社事業を、香川県丸亀市と共同で実施するために、補助金申請をしました。

結果、交付対象事業名「歴史・自然観光資源と地域素材を使った広域連携商品開発による

首都圏から世界展開を目指す地域商社事業」として、事業費 2,300 万円に対して西伊豆町には 1,150 万円の補助が 29 年 10 月に交付されました。

地域商社事業とは耳慣れない事業名ではありますが、地方創生推進事業のもとにおこなわれる事業であり、町の活性化に寄与するものと期待しているところです。

地域商社について、報道では「市場ニーズを生産者に伝えて商品開発に活かす。さまざまなプレーヤーを巻き込んで新規事業を仕掛ける。観光資源も地域の魅力の 1 つだから、それを活かす。こうしたすべてを合わせて地域のブランドを磨くことが、地域商社の仕事になる。」とありますが、どのような形になるのか少し理解しにくいところです。

それで次の事項について、どのようになるのか。

①当町の町内機能地域商社事業のビジネスモデルの構想は、どのようなものか。

②首都圏機能地域商社事業のビジネスモデルの構想はどのようなものか。

2 番といたしまして、テレワーク事業について。

2. テレワーク事業推進について。

産業や生活の基盤が十分でない当町ですが、昨年度、通信インフラとして、多額の費用をかけて光ファイバー網が敷設され、その利活用に注目が集まるところです。

光ファイバー網の利活用で思い浮かぶのはテレワークであり、その形態には幾つかありますが、徳島県神山町では、その 1 つであるサテライトオフィスを 2010 年より誘致開始したことにより、一時的ではありますが、転入が転出を上回る人口増を達成し「神山の奇跡」と言われるとともに 30 人の地元雇用を創出したことは知られるところです。

神山町では、2005 年に町内全戸に光ファイバーが敷設され、ブロードバンド環境が劇的に向上したことが、サテライトオフィス誘致及び移住者を呼び寄せる効果をもたらした要因の 1 つであることは、否めません。

当町も光ファイバー網が整備されブロードバンド環境が向上したことを契機として、テレワーク事業を推進してはどうかと思うが、テレワーク事業実施についての考えは。

3. 津波対策について。

津波対策の姿勢、施策方針について。

過日新聞報道によれば、ある市では 4 回の地区協議会を経て、「海が見えなくなる」と言った観光的な理由などで、津波対策の防潮堤の嵩上げを当面おこなわないことを決めました。

町の経済的理由等により住民の生命や財産の価値を上回った、近視眼的施策のように見えます。

ひるがえって、当町はこれまで地域住民の人命、財産や施設の機能を維持するため、広域消防署、消防団詰所の安全な場所への移転、陸閘、水門を整備するとともに、非常時の門扉の作動の迅速化および人員による現場操作を必要としない電動化、全自動化を進め、非常時における消防団員、操作員の人命にも配慮した津波対策を、着実に進めてまいりました。

今後も、津波対策の質を落とさずに施策を進めることは住民に対する責務であり、これまでの津波対策のしき、姿勢・施策方針が外乱によって質の低下、妥協することなく進められることが望まれます。今後の津波対策の姿勢・施策方針についての考えは。

次に津波防災ステーション集中管理センターについて。

東日本大震災からわずか6年ではありますが、災害の衝撃が世間では薄まっていく中、災害対策に前向きでなく、実質向上を図ってこなかった福島、福島原発による大災害は、対策の重要性を常に認識させられるところです。

しかし当町では災害対策の向上を求めた、津波対策防災ステーション集中管理センターの計画が、すでに平成29年度予算に詳細設計費用として1,350万円も計上、計上しているにも関わらず、県の対応の変化を受け、先行きが不透明になったように見えます。災害対策の実質的向上により、住民の安全性を高めるべく計画された、津波防災ステーション集中管理センターは実現すべきと考えます。津波防災ステーション集中管理センター設置に対する考えは。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、芹澤孝議員の一般質問にお答えします。

まず大きな1点目の地域商社事業について。

(1) の町内えー機能、地域商社事業について。

①の当町の町内機能地域商社事業のビジネスモデルの構想はどのようなものか、という質問でございますが、構想につきましては既存の町内業者さんで、独自に商品開発をされているものの、なかなか流通経路に乗れていないものを首都圏機能として位置づける「日本百貨店」にて販売をし、販路拡大を図るものでございます。ただ売れないものを取り扱っても商売にはなりませんので、売れるようなパッケージや一工夫をするようなブランディングを、地域商社がおこなうことになると思います。また未だ商品になっていないようなものでも、都会に出すと売れる見込みのある商品を発掘し、市場調査をするとともに、地域商社の役割

で役割であるという構想のもと、出発しております。

次に②の首都圏機能地域商社事業のビジネスモデルの構想はどのようなものかという質問でございますが、構想は地域商社から出てきたものを、都内数店舗で市場に出すとともに、そこでのお客さまの反応を地域商社にフィードバックするとともに、直接生産者と購入者との対面、説明販売の機会を企画し、今まででは展開できなかった販路の開拓に寄与させる構想がございます。

次に大きな2点目のテレワーク事業について。

(1)のテレワーク事業推進について、テレワーク事業実施についての考えはという質問でございますが、テレワーク事業の在宅勤務や、移動中にパソコンや携帯を使う働き方のモバイルワークの実施につきましては、現在ネット環境でのセキュリティの問題もあり、難しいのではないかと考えております。

ただ、サテライトオフィスのように、西伊豆町内に拠点を置いての事業は積極的に受け入れたいと考えております。

次に大きな3点目の津波対策について。

(1)の津波対策の施策方針について。

今後の津波対策の姿勢・施策方針についての考えはというご質問でございますが、嵩上げ事業につきましては、あくまでも県が事業を進めているものでございますので、町としてはコメントすることができません。

次に(2)の津波防災ステーション集中管理センターについて。

津波防災ステーション集中管理センター設置に対する考え方は、というご質問でございますが、現在整備を進めております。水門、^{りゅう}陸閘の電動化、自動化、遠隔操作化につきましては、引き続き整備をしております。ただ集中管理につきましては、いろいろなご意見がある中で議会に投げかけたところ、整備をしなくてもよいとの回答がございましたので、集中管理センターの建設は見送らせていただいたところでございます。

以上、壇上での答弁を終わりとさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今回、丸亀市と連携ってということで、交付金事業名はさきほど言いましたけど、「歴史自然観光資源とそれを使った広域連携の商品開発により首都圏から世界展開を目指す地域商社」となって、幅広い事業が創造できるわけですけど、広域的なメリットを発揮するというので、丸亀市と連携するんですけど、丸亀市と連携するというのはど

のように連携するのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 丸亀市さんと直接というの、まあ、若干はあるかもしれませんが、逆にいろいろな地域から来たものをまとめて、首都圏機能であるところで売るということでございます。ただ西伊豆町と首都圏機能の1つ1つということでは、国の方の方策としてできないということで、本来であれば4つ5つの市町が連携してということが、望ましいのでしょうかけれども、たまたま今回に限っては、うちと丸亀市さんということになろうかと思えます。ただ、丸亀市さんはみなさんもお存知のように、うどんが産地でございます。できれば西伊豆町の潮ガツオとか、そのような商品と連携したもので、商品、商品開発を積極的にしていきたいというように思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、今回のこの交付金は、西伊豆町に対して1,150万円ですか、交付されたわけですが、地域地方創生交付金の資金の流れで見ますと、交付金は2分の1と。あと2分の1は地方財政措置となっています。そうすると、1つ質問したいのは、西伊豆町の総事業費は、2,300万円なるのかということ、2として事業費は、町内機能事業と首都圏機能事業の配分はどのようになるのか、事業費の。それとこの事業費については、別枠の財源を民間から入れるとかということは考えているのか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど、質問にもありましたように、半分が交付金、半分が交付税でございます。厳密に言いますと100パーセントは国の事業費で来るということでございます。町としての支出は、基本的にはないという考えで、ご理解いただければというように思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 事業費の配分は、町内商社事業と、首都圏商社機能、それと2,300万円が、1,150万円がでは全額ってことですか。

○議長（高橋敬治君） はい町長。

○町長（星野浄晋君） 今回の2,300万円に関しましては、415万4,000円が地域商社事業。1,710万8,889円が首都圏機能のということの配分になってございます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） それでは、ほかの民間の財源を入れるという考えはないですね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あくまでも国の事業でやっておりますので、民間の費用を入れることはございません。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次にです、今まで、町主導の観光事業がいろいろおこなわれてきましたけれど、結果は思わしくなくですね、運営を今一括して指定管理業者にしているという状況で、今回の事業も成功する保証はないわけですね。

今回の先駆的事业の交付金の交付期間はこの場合、最長で5年間でその場合、当町の場合には事業内容により、交付金、交付期間3年ですか。ということは、この3年間は交付金が出るから存続は保証されているようなものですが、3年後には、今回の事業、黒字化して自立する、できるってことが条件になっているわけですね。3年後にもしに仮に、自立できなかつたらではこの事業、どうするつもりですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 3年後に自立できなくてもこの事業自体はなくなりますので、4年目からは「日本百貨店」さんの民間企業、また西伊豆町内において開設された地域業者がそのまま残るといってございまして、各々が、民間の企業として成立しますので、自分たちである程度の収入を得るのであれば、この3年間でがんばらなければ4年目がないということでございます。がむしやらにがんばっていただけるものと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では、3年後にもし自立できなければ、もう町は面倒見ないということでもいいわけですね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 面倒をみないということではなくて、国の制度的に面倒を見ることができないということでございます。もし議員のおっしゃるように面倒見ろということになりますと、一般会計から繰り入れるということになりますので、当然みなさんのご理解はいただけないものと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これで、そして事業のいろいろ資料見ますと、この交付金事業をおこなうにあたり、重要業績評価指数が、この成果目標で設定され、基本目標、整合的でありその検証と事業の見直しのための仕組みがあ外部有識者、議会の関与ある形で整備されている

ということが書かれているわけですよ。そうするとこの成果目標の設定の年度と金額はどんなふうに設定したのか。

それと、この議会の関与というのは、では議会はどうやって、事業の見直しについてどのように関与してくのか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員のおっしゃる議会というのは何を指しているのか私わかりませんが、あくまでも内閣府の事業でおこなっております、内閣府の有識有識者会議に図られたもので交付決定はされておりますので、そちらの委員とか、議会関係の方が関与されているというように思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 町の議会のこと言っているのだと思いますこれ。だから1年1年事業の結果を、では議会なり、有識者さんのプロジェクトとか作って、それで検証しなさいと。それで1年目、3年目に、結果これだけの黒字にしますよということを決めなさいよということですよ。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今までに、そのような説明を受けたことはございませんので、西伊豆町の議会での議決というのは、あくまでも国から来る交付金、交付税の議決をいただくということになろうかと思っておりますので、その時にはそういったK P Iであったりという説明は、しなければいけないとは思っておりますが、いろいろなその詳細であったり、目標というものを提示して、許認可を受けるというようなことはないと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この首都圏機能の方ですけど、これ海外展開ということをやられているわけですよね、そうすると実際の商品開発は、実際契約した事業者さんがおこなうと思っておりますけれど、あれですか。町としてこの2015年に友好交流提携の調印をおこなったですね、台湾の^{ほうこけん}澎湖県を視野に入れた海外提携を頭に入れているのか。それと、伊豆観光の誘客ということをや伊豆全体でやりましょうということで、伊豆創造センターが、7市6町ですか。2015年に設立されて、インバウンド事業に力入れているわけですよね。そういうことで、この首都圏機能商社が。観光、観光商品を開発する場合において、お互い支障ないここ。なにか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 首都圏機能商社があつた観光開発をするということはありません。あくまでも西伊豆町に存在する商品、食品とか、そういった商品を売ることではございますので、観光パッケージというものを売ることではございません。それと^{ほうこけん}膨湖県との連携があるかということではございますが、^{ちよくせつほうこけん}直接膨湖県との連携はないとお考えいただければと思います。あくまでもこれは、首都圏機能を持つ「日本百貨店」さんが、独自のルートで海外に、進出をするということで、西伊豆町の商品も海外に出て行くということではございまして、すでに「日本百貨店」さんの系列になるところが、台湾には支店が出ておりますので、そういったところは市場として使わせていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次にテレワークの推進事業についてお聞きします。

テレワークというのは情報通信技術を活用した、場所や時間に捉われない、柔軟な働き方ということですが、テレワークの1つの場所として、コアワーキングスペースという働き方があるそうです。それは起業家、ベンチャー企業等がです、コミュニケーションをとりながら共同に、ともに事業する場所ということですが、これを、田子中学校を利用して、開設できないかということをご提案したいと思うのですが、このサテライトオフィス、ベンチャー企業、起業家等を誘致して、コアワーキングスペースというのを、旧田子中学校に開設できないかと。先月視察した「神山町」では、「神山バレーサテライトオフィスコンプレックス」と称して、コアワーキングスペースを閉鎖された元縫製工場に開設しですね、オープンスペースにも改修した元工場内に、サテライトオフィスおよびベンチャー企業、個人起業家が、この1つの物に入って、仕事している、仕事して、移住定住者を呼び込んでいたわけですね。これらのことからです。これらのことが、サテライト、今後ですね、サテライトオフィスの誘致が、競争になると思うのですよ。そのような中で、この特色ある、移住定住にも結びつく政策はできないかということなのではございますが、旧田子中学校、利用して、コアワーキングスペースというものを設置できないかということ。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 旧田子中学校という名前では限定されておりますので、旧田子中学校ではコアワーキングスペースを設けるつもりはございません。ただサテライトオフィスに関しましては、先ほど上段でも申し上げましたように、積極的に受け入れたいというように思っておりますので、いろいろな今後、統合など含めて、学校の空き教室ができましたら、そういったところを活用したいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） サテライトオフィスは積極的に受け入れたいってことですけれど、南伊豆町なにかもなにかあれですか、お試しサテライトオフィスというのをやっていて各地結構もうこれから競争になってくと思いますけれど、サテライトを誘致する、旧田子中学校は視野に入っていないということですが、ではどこかほかに場所を、なにか考えているような場所はあるのか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 来年度になると思いますけれども、「銀鱗」の方で、今地域おこし協力隊の福井が入って、サテライトオフィスのものを、開設しはじめるということが、今構想の中でございます。そのほかにも、今空き家となっているところが、宇久須、安良里、田子、仁科、それぞれございますので、そういった空き家や空き店舗を改装した中で、サテライトオフィスを開設するという方で、今あの考え方を持っておりますので、特段町のもっている町有地を云々というよりは、そういった空き教室で空き店舗で、地域に入って活動させていただいた方がよろしいのではないかなという判断をしております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） もう1点。仕事場は。住居および西伊豆町に来たいと思わせるような観光整備が先行する必要なこと言うまでもありませんけれども、「神山町」がです、サテライト等で成功したというような、「神山町」の古民家改修の建築家と相手、ベンチャー企業のトップが知り合いであったということが、引き金になって成功に繋がったわけですね。思いがけない人との人に繋がるヒトトミクスっていうのですかね。そういうものによって、成功に結びついたということですよ。

西伊豆町でも、地元であるという繋がり、最近、町内出身者で、東京都内で、ITベンチャーを、企業を本業としている人が、別枠個人事務所を西伊豆町に構えて今、通販事業をやろうという今準備をしています。東京都内にもほかにもそういうITのベンチャーを起業している人が、町内出身者が、いるってことは聞いているわけですよ。そういう人を、西伊豆町に、サテライトオフィス、企業誘致の可能性を感じますけれどね。その場合ヒトトミクスということで、Uターン、Iターンを呼び込む政策として、何か誘致するための、優遇措置は何かとれないでしょうかね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 優遇措置につきましては、昨日、どなたかがたぶん質問されてると思

いますけれども、そういった、何て言うのですかね。住宅改修とか、そういったもので使えればいいなというようには思っています。ただ議員おっしゃるように、都内でITベンチャーをされている方という方、私も存じ上げております。また12月14日に神田にあります「しまゆう酒場」におきまして、西伊豆町出身の方、また西伊豆町に興味を持たれている方を集めまして西伊豆の食の産物をそこで皆さんと一緒に食べながら、地域と首都圏でお住まいになられている方の意見交換会、またはそこで、西伊豆町にUターン、Iターンさせていただけるような方いらっしゃいましたら、そういうサテライトオフィスのなもの、町として進めているというPRもさせていただくということで、今計画をさせていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今議員、しきりにサテライトオフィスのお話であるとか、そういった光ファイバー網が敷設されてということをしてございますけれども、私も議員になった当初から、光回線につきましては一般質問をしてまいりました。ただ、やっと敷設が終わったのが昨年でございますので、それで今急いでWi-Fi^{わい ふあい}の無線LANも今年設置しているところでございますので、やっと状況が今整っている、こういったことができるということだけ、ご理解いただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では、津波対策の施策方針についてですけれど、この場合、西伊豆町のトップが交代してから、津波対策の施策が安易な方に流れていると感じるのは、私だけでしょうか。今まで、消防署、消防団詰所もですね、災害復旧の拠点にするという方針の下に、津波浸水域外に移転してきたわけです。今回、老朽化ということで消防団第4詰所を整備するにあたって、現在地に立て直すような考えですが、それでは、住民および団員のためを考えて、今まで津波浸水域外に移転を進めてきたことを否定することになり、場当たりの施策ではないでしょうか。現状の防潮堤の整備では、想定する津波が来た場合、完全に食い止めることができず、時間を稼ぐことしかできないわけです。

県の第4次想定では第4分団詰所付近は、津波浸水深2メートルから3メートルってことになっています。これでは車両、建物は海水に漬かり、災害復旧の拠点となりえません。ほかの市町でも立替えについて、津波浸水域外に移転は常識になっています。現在地は、駐車場も十分ではない町中にあるため、団員の迅速な対応可能なかと疑問に思います。

それで、車両、建物、安全が担保される場所に、非常食の備蓄が可能であり、小規模ながら避難所機能を持った、消防団詰所を建てるのが、将来を見据えた災害に強いまちづくり

であろうと思いますけれど、いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今議員のおっしゃったことは、団員のお話を聞き、また地域の方の声を聞いての発言であるのか、すこし私にはわかりませんが、私が聞く限りでは、団員の方が5分団の詰所の方まで行って戻ってくるということは、日常業務的にはありえないだろうようなご意見も伺っております。

また議員のおっしゃるように、4分団詰所、今4分団だけで4か所ございますけれど、それをすべて5分団のところまで持っていった場合、では沢田、浜、大浜、築地。このへんの方々の安心安全に繋がるかということ、私はそうではないという理解をしておりますので、これは全協でお話をさせていただいた件であろうと思いますけれども、そういったことを考慮した中で、町中の方がよろしいのではないかという判断を今しているところでございます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） いや、団員のみなさんがその近いところについていう気持ちはわかりますけれど、消防団の役目として、災害後残ってもらって、災害復旧の拠点になって働いてもらいたいってことがあるわけです。そのようなこと考えたら、当然津波浸水域外、安全な場所に建てるということが当然ではないでしょうか。はい。

では、津波防災集中管理センターについてですけど、当町の津波防災集中管理センターの設置は、1億3,650万円で建設費が、町の負担は、1割の1,365万となっています。しかし、県は津波対策事業費が、不足しているとして、津波集中管理センターの設置の再精査を求めているんですけれど、今人口密集地である、県西部では桁違いの防潮堤工事がおこなわれています。過疎地である当町に、先進集中管理センターは必要ないっていわれているというように思います。集中管理センターを含む、津波防災ステーション事業が、今年平成29年度に本来完成予定でした、集中管理センターを設置するしないに関わらず、工事は4年遅れ。センターを設置する場合には2年遅れとしていますけれど、遅れる、それぞれ遅れる理由というのはなになのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） まず遅れる理由というのは、県の予算がついてこないから遅れているというご理解をいただければと思っております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、集中管理センターの維持費1,000万円が仮に作った場合、問題

視されているわけですが、住民に、安心安全な文化的生活を保障するという事です。この町としての責務があるわけです。それを実現するために環境を整備し、維持費がかかるのは当然の成り行きです。例えば、維持費で言えば、ごみ焼却場の場合、毎年1億何千万。それから黄金崎公園ですか。維持管理費は1,000万円など、いろいろな環境整備に町としてかかっているわけです。これらによって、住民は、安全安心な文化的な生活を営むことができるわけです。そのような中で最重要である、住民の生命、財産を、左右する集中管理センターを作るとは、津波から住民の生命、財産を守ることを確実に向上させることであって、重要な環境整備であると思います。そのような維持費1,000万円をなぜ惜しむのか。理解に苦しみます。まして、維持管理費をまちの業者に委託するという事で、^{ひへい}疲弊している町の経済対策にもなり、まったく費用対効果、生産性のない費用とはならないわけです。そもそも維持管理費維持管理費を一般財源であり、漁港管理費として、毎年地方交付税され、措置され。基準財政需要額に算入される性質のものではないでしょうか。とすれば、予算はわずかながらふくらみますけれど、町としては、身銭を切らないと思うし、町の財政には全然圧迫するというようなことにはならないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そもそも集中管理センターを作らなければ、安心安全が担保できないという議員の発想が、私には理解できません。まず、集中管理センターで管理するまでに、地震が突発的に起こった場合自動で閉まります。それが閉まっているか閉まってないかを管理センターはただ見ることしかできないわけです。しかも地震が起きた時に電線が倒れて、光ファイバー網が切断された場合、操作をすることもできません。ですから、日ごろから閉められるところは閉めてくださいということで、行政は今までお願いしていると思います。ですから逆にある意味大田子地区は私模範する地区だと思いますけれども、あそこは必要ない時には必ず閉まっております。閉まっていないものを閉めようとするために、遠隔操作をしなければいけないとか、自動制御をしなければいけない。ただ、構造をよく見てください。もしレールから1本外れたら閉まらないわけです。

それは集中管理センターがあろうがなかろうが、結果は同じです。ですから今ある状況で担保できるものを、わざわざそれよりも余分にお金をかけて集中管理センターをすることが、本当に必要なのかということで、議会に投げかけさせていただいたところ、議会の方ではまああしなくてもいいのではないかという結論をいただいたので、30年度予算、29年度もそうですけれど実施してないということでございますので、町が勝手に決めたわけではございませ

ん。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 私のまだ質問は、基準財政需要額にね、地方交付税措置されるかということなのですけど。

○議長（高橋敬治君） マイクを近づけてください。

○4番（芹澤 孝君） 維持管理費は漁港管理費として、需要財政額に算入されるというかどうか、そこを聞きたいのですけれどもどうですか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 議員、おたずねの件でございますが、こちらについては、算入されているというように、国も県も財政当局の方としての回答はございますが、具体的に維持管理費が、この分ですというような形での明示はございませんので、数字の計算上入っておりますという回答はいただけますが、実際にいくらというような数字は出てこないのが現実でございます。

以上です。

○議長（高橋敬治君）

質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時17分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、少し長くなりますけれど、集中管理センターの必要性を、機械の作動の面から意見を申し上げたいと思います。

最初にすこし先ほど町長が、地震が来たら電柱が倒壊して、操作できなくなるっていうようなことを言われましたけれど、現在は、有線と無線の設置、信号の多重化っていうことが常識化です。

では、はじめに、水門は、通常オープン状態にしておかなければならないですし、^{りっこう}陸閘、防潮堤はこの事業者、また漁船の使用者。駐車場とか、車が入り出して、開いてるという事

とか、生活の一部になっているという場所へ行く。何箇所かあるわけです。

今の現在の科学で、地震予知もできないとされているわけで、地震が起きる前に水門を閉めるとかいうことは、不可能なわけです。

地震が発生してから、現在の各被制御場所ですか。そこから遠隔で、離れた水門陸閘を操作員が人力ではなく手動操作を、電氣的に操作で閉めるという意見もありますけれど、現在の海岸の直近にある被制御場所で、操作するということですね。

その建物自体が安全は確保されていないわけですね。その場合、第4次想定はですね、5、6分で津波が来るとされているから、この被制御場所へ行くというのは、危険この上ないことです。それで東日本大震災の水門陸閘の閉鎖の作業中に働き盛りの消防団員が253人も、犠牲になったことは、忘れてはいけません。まして、今回想定される津波は5、6分で来るって想定されているわけで、遠隔場所されているこの被制御場所ですか、各、海岸の直近、間近にあるというところに行くということは、自殺行為にも等しいことです。

そこで、水門陸閘の、迅速な閉鎖と消防団員、操作員の人命に配慮して、当町としては、集中管理センターの設置の前段階として、自動化による水門陸閘の対策を進めてきたわけですが、自動化で問題になるということは、確実に、自動化で閉まるかということです。

当町の水門、陸閘の場合は、直下型地震、震度5の揺れを、地震計が感知して自動的に閉まるってことになってはいますが、想定される地震は、南海トラフ、駿河湾トラフによるものであれば、海溝型地震ということで、直下型地震が縦揺れに対して、海溝型というのは横揺れなわけです。そうすると想定される揺れというか、違うということがある。そうすると地震計が確実に作動するのかということです。それと、地域により同じ地震でも、同じ地域でも、震度は違うです。そのようなことを勘案して、3個設置してあるわけですが、その内2個が、震度5強を感知して自動閉鎖することにしてありますけれど、そのことからわかるように、設置場所の影響を受けるわけです。3個絶対に確実に感知するとは限らないので、今2個でOKってことになっているわけですが、果たしてその時2個が確実に感知できるかということもまた問題になるわけです。そのことは、地震計の精度、経年劣化の作動不良など、自動閉鎖しないことは考えられますけれど、そのことを裏付ける資料として、この水産庁の水門管理システムガイドラインっての中に、震度判定機能として、誤判定を防止するために、例えば3台の地震計の震度情報を比較して判定する機能を有することが望ましいと、明言しているわけです。

実例として、平成21年8月11日に、起きた駿河湾沖地震。この場合震度6の地震を感知

して、地震計は。しかし自動閉鎖しなかったと震度5強を感知したのですけれど。地震計の故障により、2つの水門が閉まらず遠隔操作で閉めたって実例があります。このように、地震計だけで自動閉鎖は不確実なので、今は、集中管理センターを作ることで、Jアラート、気象情報、潮位センサー等の信号を受けて、それを加味して、それで地震計だけに委ね、自動閉鎖ってことが、今常識になっているわけですね。それで操作員がセンターにもし、操作員が、センターにいた場合、もしそれで、地震、自動閉鎖でも遅いと思ったら、では自動に、手動に切り替えてただちに閉めればいいわけですよ。

それでこの多重化ということは、信号の操作の多重化ということは今もう常識なわけで、1つだけの方法、自動化だけで閉まるということでは、ないわけです。それとさっきも言いましたけれど、電柱がもし倒壊して断線した場合には、集中管理センターから水門制御できなくなるということで、ありましたけれど、その場合には有線と無線による多重化が常識化されているということです。水門と陸閘^{りつこう}の自動閉鎖の確実性、迅速性を上げで、自動操作が不調の場合は、随時手動操作に切り替えて、閉鎖を可能にする集中管理センターはぜひ必要ではないでしょうかね。

それと、集中管理センターを含む津波防災計画は、平成19年7月集中管理センターの設置、水門の遠隔自動化ってことを、住民説明会を開いて計画がはじまったわけです。ならこれ作らないってことであればね、当然住民説明会を開催するべきだと思います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のおっしゃられている質問が、よくわからないので、すこし答弁には困るのですが、こちらがだめという、そんなことはないといわれるのですが、逆に自身でもだめなことで否定されていることがありますので、逆に町とすればどうすればいいのかというのがわかりません。有線がだめなら無線でという話なのですけれども、集中管理センターをそもそも作る時に無線の話は一切ございませんでした。1億何千万円の集中管理センターを作るというものに無線の費用は含まれておりません。ですからそもそもが有線の話ではじまっておりますので、ありもしない話をこれだったらできると言う事をいわれましても、町としては困ります。

また、集中管理センターがなかったとしても、被制御所が各場所にございます。そこが機能しないのに集中管理センターが機能するということはありません。議員おっしゃるように、震度5強で反応しないものが、集中管理センターを作ったからと言って操作ができるとは思っておりません。先ほど議員もおっしゃっているように、閉まっていなければだめではない

かと、ごもつともだと思えます。ですので日ごろからなるべく閉めてくださいということで、使わないところに限っては日中、特に駐車場とかいろんな業者さんが使われるところは開けてあるのは、しかたがないと思えますけれども、それ以外のところは閉めてくださいということで、行政は今までお願いをしてございます。

ですので、先ほども言わせていただきましたが、大田子のように使わない時は閉まっているということ、区として徹底されているところは模範的な地区ではないでしょうかということで、言わせていただいているまででございます。そのほかに、今開いてる閉まっているのを判断しているのは、すべて有線でございますので、有線が遮断された時点で無線の機能はすべてついていませんので、できません。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） そこに資料がありますけれど町が、この間くれた資料では、無線と有線を引くという、イメージーション、構想、それは載っていますよね。

○議長（高橋敬治君） 載っているかどうかという質問ですか。

○4番（芹澤 孝君） じゃあ、はい。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） それと、住民説明会をやるべきではないですか。ではそういうことになったから、作りませんよってことを。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 津波防災ステーション、作る、作らないではなくて、あくまでもこれやらないというのは、集中管理センターをやらないということでございまして、津波防災ステーションは各地にしっかり作っております。

被制御所も作っております。この事業に関しましては今後も継続的におこないますし、点検とかそのような業務は継続しておこなっていくものでございますので、防災ステーション事業そのものを止めたわけではございません。

○議長（高橋敬治君） それと無線に関しての件はどうですか。

産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 全協の時にお配りした中には、無線の資料、パソコンとかで、絵で見ることが出来るというような形の無線の資料はお渡ししたかと思えます。

○4番（芹澤 孝君） 構想として。

○議長（高橋敬治君） マイクを使ってください。

○4番（芹澤 孝君） はい。構想として、最後の。

○議長（高橋敬治君） 立ってお願いします。

○4番（芹澤 孝君） ここにあるわけです、実際。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その構想は集中管理センターができたあとの話でございます。今議員のおっしゃっている1億何千万円の仕事の中には、無線のお話、仕事は入っておりません。ですから、それが一度できたのちに、最終的にはこういうことをしなければならなくなるということで、構想で載せてあると思います。ただ、今みんなさまもサテライトオフィスとかいろいろなところの企業さん、見られていると思いますけれども、今の技術革新は相当すごいものがございます、今計画しているようなものを5年後になると、相当古くなるということもご認識いただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、被制御所があるからいらぬというようなこといいますけれど、被制御所が、単なる中継所なわけです。構想としては。あそこに行って、誰か操作するということは非常に危険なわけです。

その事を考えた場合、集中管理センターの次の質問として、集中管理センターを設置しない場合は、このJアラート、気象観測による信号がない場合、震度5以上でも地震計の不良によりですね、自動閉鎖しないことも考えられるわけです。津波の大きさと、震度とは直接関係ないわけです。このマグニチュードの大きさに左右されるわけで、震度は。震度5強未満でも、水門、^{りっこう}陸閘が現在も閉まらないことになっているわけです。しかし津波地震と呼ばれる、震度1から3程度の大きな津波をもたらしたことはありますけれど、予想される海溝型地震では、5強未満でも、大津波が来ることは十分想定されるわけです。その場合、集中管理センターが、ない場合、震度5強未満の時は、海岸の直近に、被制御所において、職員が閉めることになっていきますけれど。誰が行くのか。誰がこの場合、命令して誰が行くのか。このへんのことがマニュアルにしてある、マニュアルできているのですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） まだマニュアル化はできておりません。

○議長（高橋敬治君） 挙手をしてください。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） マニュアルできてない、では、こないだ資料に誰が閉めに行くってこ

とも書いてないのにそれを書いているわけですか。ここに書いてあるではないですか。役場職員が集中管理センターに行って閉鎖って、被制御所か。被制御所で操作すること書いてあるのだけれど。こんな危険なことを誰がやるかということを決めてないわけ。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 多分、その想定はあくまでも遠隔、海外の方で地震が発生して、何時間、何十分後、何時間後に津波が来るという時に職員の方でそれぞれ、支部を立ち上げたりして、その中で職員が操作するという想定で書いております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） そんないつも、時間があるということにはならないわけで、東北の方では15分ルールということで、実際こういう集中管理センターを作ってもなおかつ、15分ルール言って、仕事するのは15分ということで、閉まる閉まんないに関わらず帰ってくる。そういうこと決めているわけです。そのへんも詰めて、しっかりもう1回マニュアルを作って、もう一度では誰がやるようにしたかっていうことを報告してください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

◇山 田 厚 司 君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、山田厚司君。

7番、山田厚司君。

〔7番 山田厚司君登壇〕

○7番（山田厚司君） 議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は大きく2点であります。1点目は人材の確保、育成について。

そしてもう1点、空き店舗対策についてです。

1点目の人材の確保育成についてですが、人口減少社会に突入していく中で、行政改革の旗印のもと、地方公務員の中でも定員削減目標が制定され、各自治体の職員数が減少しました。当町においても、一般行政、教育、公営企業等会計の職員総数が123人となり、5年前に比べ10人減少しています。

財政的な意味合いから職員数の減少は、効果があるといわれます。しかし、各自治体の業務量は地方分権や高齢化社会が進む中で増加すると見込まれ、おのずと職員1人当たりの業務負荷が高まっています。その反面、町民の側に立った、良質な公的サービスの維持はしていかなくてはなりません。そのための人材確保、育成において次の点について質問します。

(1) 奨学金制度による人材確保について。

貴重な働き手を確保しようと、人口減少、少子高齢化が進む中で、各地の自治体に移住、定住、就職に対する独自の支援策を打ち出しています。

当町の職員の場合を考えても、限られた人数で高度化、複雑化する住民ニーズに的確に対応するためには、専門的知識を備えた優秀な人材を確保することが必要不可欠になってくると思われます。今後は介護関係業務や、老朽化が著しいインフラ整備でも専門職の需要が高くなると思われますが、なにぶんにもこれらの人材は民間企業、自治体間で争奪戦となり、人材確保は難しい状況です。従来の画一的な採用試験も見直し、独自の採用方法により、資格を取り職員となれば返済不要とするなど、独自の奨学金制度により人材確保を検討すべきと思うが、どう考えるか伺います。

(2) 民間企業経験者採用による人材確保について。

民間企業経験者採用については、国レベルにおいて平成10年に採用の特例が施工されてから、その後年齢や勤務経験年数、あるいはどのような専門的知識を持っているかなどで受験資格が改良され、実施されていると聞きます。また、地方公務員でも地方分権の進展と、事務の権限移譲などにより事務量は増え、専門的知識を持った方の人材確保が不可欠になり、同様の採用は増えています。

市町村レベルではそれぞれの課題に対して、必要とする資質や能力は明確にして検討すべきと言われるが、保健師以外に専門的資格を持った技術職がない西伊豆町も、このような制度を検討して人材確保を図っていくべきと思うが、どう考えるのか伺います。

(3) 人材育成の検討について。

人材育成というと、職員研修が重要になると思います。

最終的には、時代の求める職員としての資質を備え、組織や住民ニーズに対して、成果を上げられることのできる人材育成を目指して、年齢や主事、主査、係長などの役職別、職場内研修、職場外研修、自己啓発研修、OJT研修など、時それぞれにさまざまな研修を組み合わせ、人材育成にあたっていると思います。

しかしながら、個々の理解度、習得度に個人差があるのは当然で、当然であること、また画一的な研修ばかりでは、各自治体の事情は違うので、研修内容が職場で生かせないなどの課題もあると考えます。そこで次の点を質問します。

①年度ごとの研修計画はあるのか。

研修方針や研修体系などをとりまとめた研修計画作成の考えは。

②独自の研修プログラム開発の考えは。

(4) 中、長期的視点での定員管理について。

行政改革や人件費削減が叫ばれる前は、職員の定員管理などの考えはあまりなく、地方公務員には一般の人口構成以上に団塊世代が多いといわれていました。

各市町村がそれほど計画的採用をしてなかったことが年齢別職員構成のアンバランスを生み、結果として一度に大勢退職した場合、当町のような小規模の自治体にとってはノウハウやスキルの継承に支障をきたすなどの問題も発生しています。

年齢別職員構成には、特に留意していかないとならないが、西伊豆町の給与、定員管理等についての28年度の状況を見ると、40歳から43歳が33人と突出している。昇給、昇給に影響がないように、早期に対策すべきと思うが、どう考えるのか伺います。

おおきな2番で、空き店舗対策についてです。

人口規模に関わらず、全国各地、多くの地域で空き地、空き店舗などが問題となっています。特に人口が5万人未満の地域では、中心市街地において9割以上が問題になっていると回答しているアンケート調査もあります。中心商店街に空き店舗などが増える原因はさまざまであると思いますが、モータリゼーションの進展、それともなう大型商業施設の進出の影響や、消費動向の変化に対応しきれないなどが主な要因であると言われていています。

当町の場合は、さらに後継者のいない零細商店で営む場合が多く、空き店舗も急増しています。国レベルでも対策し、まちづくりにもつながると思われる空き店舗対策について、次の点を質問します。

(1) 空き店舗バンクについて。

空き家と同様にして地域にある、廃業などの理由で活用なくなり、売却せざるを得なく

なった店舗などの所有者と、新規事業を開業する予定者、あるいは西伊豆町に移住、定住して事業をと考えている希望者に対して、相互の情報提供などをしてマッチングの手助けをする制度として空き店舗バンク制度があり、中心市街地活性化、移住、定住促進にも絡め、推進している事例が見られます。

西伊豆町は空き家バンク制度をおこなっており、同時におこなうことで相乗効果も得られると思うが、どう考えるのか伺います。

(2) 空き店舗活用事業費補助金について。

商店街の活性化、中心市街地の活性化、あるいは移住、定住、IターンUターンで、空き店舗を活用して開業段階の事業者に対して、店内改装費や出店のための必要設備の経費など、初期開業資金を支援することは、経営を長期持続化させるために有効であり、多くの市町村で独自の支援策を打ち出しています。また、店内改装にかかる部分、内装工事、塗装工事、建具工事、電気工事などの初期の必要設備購入に際し、町内業者からの調達を限定することで、町内業者の振興にもつなげられます。

当町も調査、検討し、導入すべきと思うが、どう考えるのか伺います。

(3) お試し店舗について。

空き店舗があることは、商店街がさびれていることの象徴ともされており、そのまま放置すると商店街の機能低下や、町の景観を悪くします。

観光を主産業とする当町には、マイナスイメージとなり、対策が急務と考えます。魅力ある店舗の欠如や新陳代謝が低いなど、原因はさまざま、空き店舗を有効活用することを支援し、解決を図っているが、残念ながら補助金が終了すると、空き店舗対策も頓挫するケースもあると聞きます。そこで南伊豆町は、お試し店舗と称し、空き店舗を活用して1箇月ごとの店舗貸し出しの家賃補助により、商店街の賑わいと起業希望者にチャレンジの場を提供する制度をおこなっています。空き店舗対策のお試し住宅版とも言えますが、当町もこのような制度を検討、導入すべきと思いますが、どう考えるのか伺います。

以上、明確な答弁を期待し、壇上での質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） えそれでは山田議員のご質問にお答えします。

まず大きな1点目の1、人材の確保、育成について。

(1) の奨学金制度による人材確保について。

従来の画一的な採用試験も見直し、独自の採用方法により、資格をとり職員となれば、返済不要とするなど、独自の奨学金制度に人材確保を検討すべきと思うが、どう考えるかというところでございますけれども、奨学金制度による人材確保につきましては、西伊豆町のように小さな自治体の場合、専門職は必要と感じておりますが、専門職を抱えてしまいますと、課間での動きがとりづらくなることも予想され、大変難しい問題でございます。ましてや、役場の人材を確保するために、奨学金制度を設けるとなれば、他の業種の方からも要望が出て、それに応じていかなければならなくなる問題も懸念するため、不可能であると思います。

ただ、現在教育委員会と調整している案件はございます。

次に（２）の民間企業経験者採用による人材確保について。

保健師以外に専門的資格を持った技術、技術職がない西伊豆町も、民間企業経験者採用の特例措置など制度を検討して、人材確保を図っていくべきと思うがというご質問でございますが、民間企業経験者採用による、人材確保につきましては、先ほども述べましたが、専門を絞った採用は、難しいとは言わざるを得ません。ただ、民間を経験した方はとらないということではなく、公務員試験に合格され、採用試験に挑まれた方で、西伊豆町に必要と認められた方は採用して参りたいと思います。

次に（３）の人材育成の検討について。

①の年度ごとの研修計画はあるのか、②の独自の研修プログラムの開発の考えはというものは関連事項でございますので、一括して答弁をさせていただきます。

職員研修につきましては、静岡県自治研修所、公益財団法人静岡県市町村振興協会、賀茂郡町長会、西伊豆町の単独事業と議員も触れられているように、時それぞれ、さまざまな研修により、人材育成にあたっております。このほかにも民間業者の情報管理研修など、役場全体を対象とした研修もおこなっております。また、国、県など個別に所属課の上部機関による専門研修も実施されております。①でおたずねの研修計画は、前年度のうちに必要と判断される研修内容を、各機関に要請し、当該年度の各機関が策定した研修予定をもとに、町の研修委員会により派遣する職員を選抜し、研修に参加させるための計画は、年度ごと作成してございます。なお、人事管理の面から勤務経験値などをふまえて、初級、中級、上級と段階に応じた研修に参加させ、習熟度を上げるなどの基本的な方針はございます。体系的な研修も、簡易な区分ですが、作成してございます。職員の全体的な能力向上が求められる中、偏りのない人事異動にも対応できる職員養成を心がけております。

②の町独自の研修プログラム開発については、費用や効果の面から検討しておりません。

次に（４）の中、長期的観点での定員管理について。

西伊豆町の給与、定員管理等についての28年度の現状を見ると、40歳から43歳が33名と突出している昇給、昇格に影響はないように、早期に対応、対策すべきと考えるがというご質問でございますが、中、長期的観点での定員管理につきましては、この問題は解決のしようがないと思っております。そうならないために、今後計画性を持って、職員の採用をおこなっていきたいと思います。

議員におかれましては、この問題の解決策がございましたら、ご教授いただければと思っております。

次に大きな２点目の空き店舗対策についてでございます。

①の空き店舗バンクについて、西伊豆町は空き家バンク制度をおこなっており、空き店舗バンク制度と同時におこなうことで、相乗効果も得られると思うがというご質問でございますが、空き店舗バンク制度につきましては、来年度から集落支援員を導入し、空き家の実態調査を実施していく予定でございます。

まずは空き家対策が必要と感じておりますが、可能であれば空き店舗に関しても調査が実施できればと考えております。

次に（２）の空き店舗活用事業補助金について。空き店舗活用事業補助金を、当町も調査、検討し導入すべきと思うがというご質問でございますが、空き店舗活用事業補助金につきましては、他の市町での実施している案件を参考に、検討したいとは思いますが、既存店舗の改装との兼ね合いもあり、一概に新規参入のみというわけにはいかない状況もございます。議員のおっしゃる施策を講じた場合、相当の財政出動をとまないので、空き家対策の進捗を見た中で、対応になろうかと思えます。

次に（３）のお試し店舗についてでございます。

空き店舗対策のお試し住宅版制度を、当町も検討、導入すべきと思うがというご質問でございますが、お試し店舗につきましては、南伊豆町で実施されていることは存じ上げておりますが、西伊豆町といたしましては、まずはサテライトオフィスの事業を優先させていただきたいと思っております。

以上、壇上での答弁とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 随時再質問していきたいと思えます。

先ほど、町長の答弁の中にもありましたけれども、奨学金制度、これから少し西伊豆町も実

施していくというようなことでもあるのですけれども、この中に、私も、これまで何度か奨学金制度については、質問した経緯があるのですけれども、資格取得というようなことの意味合いは、全然考えてはいないというような感じでしょうか。そうしますと。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 資格というよりは、町内の方を対象にした奨学金制度というものは、今後必要であろうという議論はしてございます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでいきますと、今後、一応奨学金制度はスタートさせたあとで、発展していく可能性はあるというように捉えていいというように考えてよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 資格の問題になりますと、先ほども申し上げましたように、あまり専門職を置きますと、課間での異動が難しくなります。西伊豆町では、保健師さんが5名いらっしゃいますけれども、保健師さんに限って言えば、健康福祉課から離すことはなかなか難しいこともあります。そういった面も含めてあまり専門的な抱えるのは難しいのだろうというように思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうしますと、西伊豆町の人材確保というと、一般的に市町村の最初の人材を確保する手段と言いますか、そういうようなものというのと、採用試験ということですよ。地方自治体、全部そうだと思うのですけれども、最近では、多分みんなそうなのですから、民間企業の業績が回復してきたということで、最近では、有効求人倍率が、1.5の数字を回復して、これはバブル期を超えたよという話がありまして、相当その民間の企業が、景気がいいよという話の中、そういった中で、西伊豆町の採用の要項等々募集の案内等を見ますと、これが29年度というか、30年度の採用の要項になります。そうしますと同じように1次で、同じ下田管内の地区が集まって、1次試験を実施、合格した人が、次の個別の面接試験を受けていくという格好になると思うのですけれども、西伊豆町の場合、現状として例えば資格試験をとって、西伊豆町に就職したならばいいよとか、そういったことを考えなくても、今のところは優に、採用の方は十分優秀な人材が入ってきているというように考えている。そういうふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 民間の有効求人倍率があのよくなっているのは、報道でもされている

なのでの理解はしておりますけれども、ただそれが企業の業績がよくなったのしたことなのか、採用のパイがそもそも少なくなっているのか、倍率がよくなっているのかというのはわかりませんので、一概に判断することはできません。ただ今、現状では、西伊豆町の職員を採用する時には議員おっしゃるように、下田でまず1次試験をして、それに合格された方が面接に移るといった流れになっておるのは事実でございます。

ただ、まあ最近おこなっている町長会などでの話の中では、なかなかそうは言っても田舎の方に試験を受けてきてくれる方が少ないという現状もありますので、採用の方法を変えた方がいいのではないかというような話が、出つつあるのも事実でございますので、全国的にいろんな事例を見ながら、西伊豆町にとって優秀な人材が来ていただけるような対策はしていきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） やはり、採用試験ということですので、優秀な人材にまず、募集してきてもらうということがまず1つ。その時点で、採用の方法をとというようなこともありましたけれども、西伊豆町と同じような状況にあると思われるです、1つの例を出しますと、川根本町ですか。ここがですね、奨学金制度も絡めましてですね、今川根高校の存続も含めて、相当な給付型の施策を打ち出して注目されているという新聞報道がありました。

小規模な自治体にとっては、優秀な人材を確保するのは、こういうことをやってかないと確保できないという危機感が相当強いということでもあります。ほかのところの事情を見ても、そうだと思うのです。やはり同じようなことをやっていたら、優秀な人材は確保できない。ほかのところから、一歩先んじて優秀な人材を確保するために、例えばでは募集する段階で、こういうところに優秀な人材がいたとしたら、うちのところに受験して、受験で、採用試験を受けてくださいよというPR活動、例えばPR活動については、いろいろなところで、多く行っているようなことでしょうか。1つの事例として、就職の活動、解禁と日にちがあります。例えばこれ、確か6月末ぐらいが解禁日になっていると思うのですけれども、解禁日が、民間の企業で言いますと、大企業が、余裕で多くの方が、募集して、来ますのでいいのですけれども、中小企業になってきますと、早めて早めていかないと、いい人材が集まらないということで、解禁日を守っていかないと、守らないでどんどん早めに早めに対策しないと、いい人材が来ないということで、解禁日を守らずに、いい人材がいたら、日にちをどんどん早めて、個別にうちに来てください、うちに来てくださいというような対策をとってPRをしているということをよく聞くのですけれども、そういったことも今度は自治体でも

やってかないとならないのかなと思いますけれども、例えばうちの、西伊豆町に来てくださ
いみたいなPRみたいな事は、今現状ではどの程度まで行っているのでしょうか。そのへん
のところはどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西伊豆町の現状としては、下田、賀茂郡下軒並み同じ状況だというご
理解をいただければと思います。

ただ優秀な人材というのは、何をもって優秀とするのかは、なかなか判断に困るわけでご
ざいますので、一応役場職員としては、そういった役場の採用試験をまず受かってからとい
うことになるということも、ご理解をいただければというように思います。川根本町のおこ
なわれている川根高校をとというのは、あの理解をしておりますけれども、先ほど壇上でも申し
上げましたように、役場の職員を確保するために、そういったことをするという事は、な
かなか難しい。ただ、西伊豆町においては、松崎高校を対象としてということは、考えられ
るということだけ、答弁させていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました。すこし質問変えてみます。

毎年毎年、青少年の意見体験発表大会とかがあります。中学生ぐらいのクラスになります
と、いろいろな職場体験をして、ではこういった資格を、特に介護関係とかいろいろなとこ
ろに行ってきた子ども達が多いのかなと思うのですけれども、今年も私行って聞いたのです
けれども、いろいろな職場体験をして、その子は薬剤師になって、ゆくゆくは西伊豆町のため
に役に立ちたいという意見体験発表大会で発表していました。

例えばこういう子の、体験発表に対して、西伊豆町は答えられないのかっていうふうな感
じを率直に答えてやるようなシステムを作れないのかなということを感じるのですけれど、そ
のようなことはどうなのでしょう。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 薬剤師を目指されている、お子さまいらっしゃることは、私も存じ上
げております。ただそういうことになりますと、看護職、介護職、すべて該当することにな
りますので、なかなかそういった方に、補助も、本来はしてあげたいとは思いますが、
するという事を決断するのは難しいというように思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それならば、昔のことを言って申し訳ないですけど、昔、旧賀茂村

時代には、保健師さえいなかったという時代がありまして、その時に、では保健師を2名、どうしても必要だからということで、めぼしをつけまして、その子達を学校を卒業したら、賀茂村の保健師になってもらうということで、進学の補助をして、賀茂村の保健師になってもらったということをやっているふうなこともあります。だから、誰もかれしもということではないとしたら、例えば資格を、これこういう資格で何名とかという枠組みを考える中で、やっていくことも可能ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 仮に保健師さんの場合は、看護師の資格をお持ちでございますので、逆に給与面から言いますと、保健師さんをやられるよりは看護師さんをおやりになった方がいいのではなからうかという選択肢もございます。ですから、一概に、保健師とか町が何を願うするために奨学金ということは、なかなか難しいのではないのかということで、先ほどらい答弁させていただいておりますように、また議員もおっしゃるように、優秀な人材と言いますが、役場職員の給与で本当に来ていただけるのかということも問題にならうかと思えますので、全体を網羅した中で、検討していただければというようには思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。確かに待遇面での問題というのは、これはずっとついて回るものだと思います。その質問は、これくらいにしていきたいと思えます。

次の質問に移ります。

民間企業の経験者っていうところですか。

ここでもやはりですね、民間企業経験者ということになると、なので民間企業に行ったのかというところで考えます、やはり町長の答弁にありますとおり、民間企業の方がよほど待遇がいいからというところが、最初に出てくるみたいですね。

ただ、それとは逆に、Iターンの希望者というのを、どうしてIターンしたのだということいろいろと調べてくと、そうすると、転職理由で、煩雑な都会での生活よりも、田舎でのんびりしたいとか、あるいは自然豊かなところで生活したいとか、例えばそれでお子さまを持ってられる方なのかは、子どもを自然豊かなところで育てたいとか、そういう環境で育てたいよという希望があって、待遇が、給料が安くなってもそういうところに行きたいよという、希望持っている人がIターンをします。そういった理由が、かなり大きなパーセンテージをあるということ、何かのアンケート調査で書いてありました。そういうことを見

ると、例えば本当にそういう希望を持っているような人を、多少なにかの調査とか、身近な中にいたとしたらそういう人を見つけた中で、根気よく誘っていくということ、コンタクトを取り続けていくということも、これは、1つの手ではないのかなと思います。専門的なもの、採用して、このことは、課間の移動が難しいのではということも町長からありましたけれども、特に技術系の専門職、小さな自治体に、全然いないわけです、これからインフラの整備も直すというか、直さなければならぬところが、相当範囲で出てくるわけですから、やはり自治体の職員も、そういった資格をもった技術系の職員が必要になってくると思いますけれども、そのような感覚でもって、Iターンを切り口にしていけば、少しは活路が開けるのではないのかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほども申し上げましたように、技術職員を雇いますと、西伊豆町で言いますと、多分産業建設課とか企業課が該当するのではなからうかと思っておりますけれども、仮に途中で30代前半で入った場合、60定年まで、30年間同じ課にずっといさせることができるのかということも、当然問題になります。ですからなかなか、技術職の方を採用することは難しいのではないのでしょうかということで、答弁をさせていただいているものでございまして、逆にUターン、Iターンを望んでおられる方がたくさんいらっしゃるということは、ふるさと回帰センターなどに行きますと、そういったお話がたくさん聞こえてきますので、存じ上げてはおります。ただ先ほどらい申し上げているように、公務員試験に受かっていただかない限りは、今の西伊豆町の採用では、することがなかなか難しいので、もしそういったことを望んでいるのであれば、公務員試験まず受けていただき、また西伊豆町の採用試験を受けて、二次面接を迎えていただいて、優秀であれば採用するという流れが普通ではなからうかと思っています。ただ、中には地域おこし協力隊などで来られて、この町が気に入ってずっと住みたい、しかも公務員になりたいという方がいらっしゃる場合も、同じようなルートを辿って、採用試験を臨むということが可能だと思っております。

ただ切り口としてはたくさんあるのは存じ上げておりますので、ただ西伊豆町で職員として採用するためには、そういった正規のルートに来ていただかないとなかなか難しいのではなからうかと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに、一般的な公務員試験をとおっていないとだめだよというようなことはあると思うのですが、公務員試験についても、民間企業の経験者については、

確かある程度弾力化しているというか、ある程度の自治体においては、普通の通りいっぺんの、一般教養的な、一次試験的な試験を免除するようなところも、多く出てきているというようには、私聞いているのですけれど、そういったように、試験を弾力化してくことも、可能ではないかと思うのですけれど、そういったことは全然可能では、だめなわけなのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 絶対だめだというようには思っておりませんし、逆にほかの市町で、こういった試験を受けなくても職員として採用している事例はありますので、それはわかりません。ただ、今この西伊豆町としては、あくまでも公務員試験を受けてくださいということで、お願いをしておりますので、そこを外しますと、年間1人しか採用されないとか、2人しか採用されない枠が、そこで取られてしまうという、なかなか難しいことも事実でございますので、ご理解いただければと思っております。

ちなみに今年度一応採用の予定で合格通知を出している2名は、元々民間の方でございますので、来る希望があれば、そういう試験を受けて来られている方もいるということだけは、ご承知おきいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい、わかりました。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい、わかりました。

次にですね、民間企業経験者というところの意味合いで、もう1つ、潜在的な資格者、有資格者といいますか、資格をもっている人で、一度就職したけれども、結婚などの理由に仕事やめて、復職してない人ですね。そういった人が結構いるという中で、特に介護とか福祉の部分でそういう人、あとは保健師、それから保育の部分ですか。そういったところで結構いるのではないかっていうことがよくいわれるのですけれども、こういった人の正社員等とは限らずして、復職を支援して、採用していくことも必要だと思うのですけれど、そのへんの部分はどうなりますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町内におきましては産休で休暇を取り、復帰して、そのまま在籍という方はいらっしゃるということなのですけれども、なかなか一度子育てとかということで、おやめになって、復職をされるというケースはないようでございます。ただあった場合にお

きましては、そのケースバイケースで考えていければとは思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 特に、教育現場でも、そういった資格者、これが結構必要になってくる場合が多くなってきているのかなと感じますけれども、そういった時には、こういう人が有資格者であるとかいうチェックとかは、されているものでしょうか。その点どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 教育委員会の方ではそういったことがされているということでございます。ただみなさんもお存知ですけど、放課後児童クラブなどの支援員の方は、なるべく資格者の方をお願いするとかということがございますので、そういったところでも、採用というか、正職員ではございませんけれども、お願いをしている事案もございます。

○議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時31分

○議長（高橋敬治君） 傍聴者は座ってください。

休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい、次の質問いきます。

研修のところですけども、これ独自のものは無いという話でしたのですけれども、西伊豆町の職員研修規約。

○議長（高橋敬治君） マイクを使ってください。

○7番（山田厚司君） 西伊豆町の職員研修規約という中の、独自研修の規則の中に、職員に対してその分掌事務を遂行するに、必要な専門的、または実務的な知識、技術、態度を習得させるためにおこなう研修、いわゆる自分の必要な、知識や能力について自ら認識し、能力開発のために学習する、そういったことなのですけども、これは自己啓発に通ずるものだと考えます。この自己啓発に、通ずるものっていうふうにことで考えますと、資格試験とかですね、公務上、必要な試験に、資格に合格した場合、そのような経費を、補助している団

体、自治体もあると聞きますけれども、そういったことを考えられないか、それはどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 企業課、要は水道温泉関係、あとはマークリーンセンターの関係、そのように専門のことに关しましては、補助がおこなわれております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 次の質問にいきます。

すこし聞きたかったのですけれども、中長期的な視点での定員管理。この問題は解決しようがない。確かに、この問題に関しては、これは星野町長が、今までやってきたことではなくて、今までの、歴代の町長の積み重ねでこういう結果になっているということなのですけれども、この中で、給与条例の第4条の4項に、町長が組織に関する法令、条例、規則および規則、規定の趣旨に従い、および3条の規定に基づく等級別、基準職務表に適合するように、かつ予算の範囲内で職務の定数を規定し、または改正することができるということを謳っているのですけれども、これは最大限に解釈しますと、うちの場合は、役職と言いますか職務の構成比。今現状では、16人が係長になっているということですが、こういった係長を、増やすことができるという判断をしてもよろしいのでしょうか。そのへんのところどうなのですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 技術的にはできると思いますが、係長がいても係員のいない係長でどうするのだということにもなりますので、あくまでも今の数で、いかざるを得ないのかなというように、私は判断しております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ただ1つ心配するのは、ずっとそのままいて、後々の、年金とかとの査定の際に、いろいろな差額が、格差が生じないかという心配なのですけれど、どういう感じになっているのでしょうか。そのへんはどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その問題につきましては、私も大変心配しております。ですので、壇上でも申し上げましたように、この問題の解決策がございましたら、議員の方からご提案いただければと思っております。

○7番（山田厚司君） わかりました。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ではそのへんのところは、いい解決策があったら、今後、研究していきたいと思います、よろしくお願いします。

次のことなのですけれども、先ほど空き店舗のことですけれども、空き店舗バンクについては、これは来年度から実施してくということですので、それはいい方向だと考えます。補助の方。その事業の補助の方は、これも増山議員が昨日質問した時も、リフォームの補助等々もふまえて、どういったものができるのか。ということで、考えてくということなのすけれども、例えば、補助のモデルケースの素案みたいなものも全然考えてないということなのでしょうか。昨日あたりの話ですと、予算がつかないことには、あまりはっきりとした話ができないということの答弁が多かったですけれども、あくまでも素案とか原案とか、そういうものも全然ないということなのではないでしょうかね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その空き店舗対策につきましては、先ほど壇上で申し上げましたように、既存店舗で改装したい方もいらっしゃるわけですね。既存の住宅に住まれている方の改装。それは多分増山議員がおっしゃった質問。もう1つ。IターンUターンで来られる方用のそういったリフォームがあると。それを両方いっぺんにやるということは、なかなか予算的に難しいだろうというのがありまして、できれば賀茂郡下とか近隣市町の状況を見ながら、どの程度やることによって、外からの方がいらっしゃる、また今お住まいになっている住宅とか、店舗の改装ができるのかということになりますので、何もかもどうぞというわけにはいきませんから、上限金額を決めてみるとか、何分の1補助にするとかということにつきましては、今検討しているということでございますので、そのへんのご理解をお願いできればと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 例えば、既存店舗でやるということでしたら、店舗の方をいじらないで、現状そのまま、ある程度は使えるよという店舗に関しては、例えば家賃の方を補助していくとか別の考え方でいけば、いけるのではないかなというように思えますけれども、そのようなことは考えたりはしてないですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 家賃の補助については、検討してはございません。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 特に空き店舗の中で、私これ早急に、今の感じだと、なかなかすぐに実施できないのかなと思うのですけれども、早急に実施してもらいたいと思うのがですね、近頃、西伊豆町内を見ますと、食べ物屋さんとか、食堂、レストラン。こういったところの空き店舗、廃業しているところが、非常に多くなってきたと思います。

西伊豆町、観光主要産業というようなことでやっておりますので、旅先での思い出の1つとして、一番楽しみというのは、どんなおいしいものを食べたとか、そういったものが大きなポイントになってくると思います。町長も昼食にいろいろなお店の情報を、フェイスブックとかで毎回毎回流してくれているようではございますけれども、やはりそういったところが、さびれてくるということは、本当にマイナスイメージになると思います。

特に、レストランとか食堂、このようなところを、まずもって先にということは考えられないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから先ほどから言っているように、空き店舗の対策が先なのか。既存の店舗のリフォームが先なのかということがいろいろありますので、まあ検討しているという答弁をさせていただいております。

ただお店が、少なくなっていることは私も承知してございます。それは土日の観光客のみんなさんが来る時はいいかもしれないですけれども、平日営業しても、地元の方がなかなか来ないので、通年をとおしてなかなか営業は難しいという声は聞いておりますので、私も議員おっしゃるように、なるべくお昼は外に行って、食べながら宣伝も含めて流すことやというような努力はしております。ただ、やはり人口が減るとか高齢化になってきますと、なかなか外でご飯を食べるというのも難しいという現状もありますので、そういった難しいものを少しでも打開できるような方策をとればとは考えております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 答弁の中に通年をとおしてという話があったのですけれども、通年をとおしてというふうなことであれば、例えば1箇月単位とか2箇月単位ということになると、お試し店舗的な考えでやっていければ、いいのかなというような考えもあるのですけれども、これ、先ほど芹澤議員の時に、地域おこし隊にも少しそういったことをして、試しにしてみたいよということの答弁があったのですけれども、具体的にはどういうことを考えているのか、それだけすこしお願いしたいのですけど。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今考えているのは、田子にあります銀鱗を使いまして、そこで喫茶店的なものをまずやると。食べ物につきましては外からの持込みで、飲み物だけ提供できればというふうに思っております。そんな中で今写真同好会とか、絵を描く方のギャラリーパークとしてはそのまま使い、管理については、地域おこし協力隊にやらせると。それと同時に櫓こぎの会の事務局もやらせて、そういった体験が来られた方には福井が対応するというようなことで、一石三鳥ぐらいになるようなことができればと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました、人が集まるところとかそういうにぎわいを創出するというので考えますと、隣の土肥なのですけれども、土肥劇場という、民間で空いているところの民家を利用して、小さな映画館を作っております。本当に小さな入場客も何人も入らないようなところなのですけれども、そういったのも、1つの手なのかなと。特にこのALTさんなんか、中央公民館で、映画の上映会とかを開いているを見る、映画の上映会、通年ではなして定期的なかたちで、上映できるような機会を提供してやるのもですね、1つの手なのかなというふうに思いますけれども、そういったのはどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ALTのデーナーがそういった映画をやっております。すでに2回上映しまして、そのあとは1回台風で中止になってはいますかね。今度9日にまた上映しますけれども、一番はじめの時は、大変たくさんの方いらっしゃいましたが、2回目の時はたまたま、安良里のお祭りとバッティングしたということもあり、人数も少なかったです。ただ3回目、4回目になってどのぐらいの方がいらっしゃるかということも、心配の種でございまして、それを仕事としておこなうことが、実際生業として成り立つのかという心配があります。なかなか軽々にそういう事業を、やってください。この場所を提供しますからとは言えないと。ただあくまでもデーナーに限っては、ALTで来られていますので、その範囲内でやっていただけているというご理解をいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました。ALTに関しては、そういうに本来の仕事がありますので、それはそれでと思います。土肥劇場については、映画監督が主になってやっているということで、映画監督との繋がりの中で、いろいろな地域を紹介している、プラスアルファの効果があると聞いていますので、私実際その映画監督と会ったことあるのですけれども、まあ非常に気さくで、話をしたら、西伊豆町観光協会の元の局長とも仲がいいという話だっ

たので、まあまあそじょうはあるのかなと思ひまして、そういうことをやっていけば、例えばこういった西伊豆でロケがあつたり何があつたりということも、そのようなことにも繋がっていくのかなと思ひますので、ALTを使うってということではなくして、そういうのも考えられるのかなと思ひます。そういったものを、これから検討していつてもらつてもいいのかなと思ひました。

以上で私の一般質問は、終わります。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後1時いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

◇西 島 繁 樹 君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、西島繁樹君。

西島繁樹君。

〔8番 西島繁樹君登壇〕

○8番（西島繁樹君） それでは議長のお許しが出ましたので、議場から壇上から一般質問させていただきます。私の方は今回4点。

- 1、ヘルプマーク、ヘルプカードについて。
- 2、ジビエの利用拡大について。
- 3、新婚世帯への支援拡充について。
- 4、シティープロモーションについて。

以上4点お伺いします。

最初に、ヘルプマーク、ヘルプカードについてです。

ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を

必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようにと、東京都福祉保険局が作成したマークであります。ヘルプマークは平成29年9月現在、東京都を中心に1都2府12県で配布されています。

ヘルプカードは、静岡県内でも取り入れる市も多くなっております。また、平成26年11月18日、松崎高校で開催された「平太さんと語ろう」の中で、ヘルプカード、マークについても発言がありました。知事も活用していただけるように検討すると回答しております。ぜひヘルプカード、マークの当町での作成配布について、検討してみたいかと思っております。

2つ目、ジビエの利用拡大について。

政府の推定では、シカとイノシシは国内に約450万頭以上生息しており、農作物への被害額は全国で年間200億円にも達しております。

そのうち年間、112万頭が捕獲されていますが、食用になるのは、そのうちの約1割程度ということです。農水省は2018年度にジビエの利用拡大を目的に野生鳥獣の捕獲、搬送、加工処理に力を入れるモデル地区を全国で12か所設置する方針であります。

モデル地区へのジビエカー、いわゆる移動式解体処理車や処理加工施設の整備、支援など約150億円を盛り込んでおります。当町におきましては、地域おこし協力隊員に任命されている1名の方がジビエ料理に精通していると聞いております。

さらなるジビエの普及で、地域に活力を生む取組みが必要と思うが、町としてどのように施策を推進していくのかお伺いします。

3つ目、新婚世帯への支援拡充について。

国は2015年度補正予算に、結婚をともなう住居費や引越費用などを補助する、結婚新生活支援事業をはじめて盛り込みました。今年度は対象世帯の夫婦所得を合計で年間340万円未満まで、今まではこれは去年までは300万円でした。拡充し、補助上限額も18万から24万に引き上げました。この補助金は、国4分の3、自治体が4分の1を負担する仕組みです。当町における現状と、今後の対策をお伺いします。

4つ目、最後にシティープロモーションについてお伺いします。

観光客や移住者を誘致、あるいは特産品の販売促進などを目的に、わが町の魅力アピールするシティープロモーション、いわゆる都市、地域の売り込みに力を入れる自治体が増えております。当町の現在の取組みと、来年度以降のシティープロモーションに関する計画はありますか。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） それでは西島議員の質問にお答えします。

まず1点目のヘルプマーク、ヘルプカードについて。

(1) ヘルプマーク、ヘルプカードについて。

ヘルプマーク、ヘルプカードの当町での作成配布について、検討してみてもいかがかというご質問でございますが。

ヘルプマークにつきましては、県が一括で購入し、3月末までに各市町に配布する予定でございます。ヘルプカードにつきましては、特に決まったものはなく、市町ごとに使いやすいものを作成する方向で、県は考えているため、他市町の様子も聞きながら検討してみたいと思います。

次に大きな2点目のジビエの利用拡大について。

(1) のジビエの利用拡大について。

①のジビエの普及で地域に活力を生む取組みが必要と思うが、町としてどのように施策を推進していくのか、というご質問でございますが、ジビエの利用拡大につきましては、地域おこし協力隊として、今年4月に新たに1名を採用し、ジビエの活用を模索しております。国の補助などをいただいた中で、処理施設の建設を、現在検討しているところでございます。町といたしましても、有害鳥獣による被害の軽減や、里山の保全という観点から、事業の補助を予定してございます。

次に、大きな3の新婚世帯への支援拡充について。

(1) 新婚世帯への支援拡充について。

国の新婚新生活支援事業は、国4分の3、自治体4分の1を負担する仕組みであるが、当町における現状と今後の対策はというご質問でございますが、現在、新婚新生活支援事業を賀茂管内で実施しているのは、下田市と東伊豆町であり、申請状況等を確認したところ、両市町とも申請は0件でございました。

また、この事業が平成29年度中の事業で、30年度からは国の事業が別メニューとなり、詳細がわかりませんが、補助率も、国3分の2、市町3分の1に変更となるようでございます。事業の詳細がわかってから、改めて検討したいと思います。

次に大きな4点目のシティープロモーションについて。

(1) シティープロモーションへの当町の、平成29年度の実績と来年度以降の計画はとい

うご質問でございますが、シティープロモーションへの当町への取組みにつきましては、すでに「しおかつおうどん」がB-1グランプリ、「海賊焼」が麺-1グランプリの焼きそばの部、部門賞。先日は「いか様丼」が、F i s h - 1 ^{フィッシュワン} グランプリをとり、西伊豆町を積極的にPRして下さっております。また地域商社事業を展開する中で、ゲートウェイ函南をジャックし、「西伊豆三昧」というイベントも実施いたしましたし、夏には「イカ様バル」も開催しており、シティープロモーションに力を入れております。こういった事業には、町の職員も積極的に関わり、町内をあげて取組んでおります。議員におかれましても、足を運んでいただければ幸いです。

来年度の取組みとして、イベントの日程などは決まっておりますが、できる限り取組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上での答弁とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 最初にヘルプマークについてですけれど、これタイミング的な、私が一般質問を提出したあと、静岡新聞載りましたですけど、今町長に、お話していただきましたように、年明けで無料配布を県からするということですね。ぜひ、これはやっていただきたいということと、カードについては、印刷代ということでしょうけれども、単独でやるには、確かにうちの町の規模って小さいので、郡単位とかあるいはもっと大きい単位でやるころあれば、一緒に印刷すれば、1枚あたりの枚数が安くなるとかという工夫があると思いますので、これができたら、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 検討してみたいということで、壇上でも申し上げましたように、今後他の市町の様子も聞きながら検討してみたいと思ひます。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） ありがとうございます。あのぜひよろしくお願ひします。これはですね、要するに内部障害というか、わからない。さきほど言いましたようにわからないわけですから、このへんはあまりないかもしれませんが、このへんの方も、例えば東京行ったとか、あるいは三島から新幹線乗ったとかという時に、障害あるからすこし立ったままでは大変だから座らせてくれっていうのを、このマークによってわかるようにするというのが実際の使い方だと思いますので、内部障害のことを、地元で教えたくないという方もいらっし

やいますかもしれませんが、外行った時に使えるわけですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次にジビエの利用拡大についてですけれど、これについては、町としてもジビエの、私もすこし書きましたけれども、ジビエ料理に精通している方がいらっしゃるわけですが、あともう、ひとかたになるのかなこれは。宇久須にいらっしゃる方でペット用の食品を作られるという方もいらっしゃるのかっていうのをお聞きしておりますけれども、要するにジビエの利用拡大ということは、鳥獣害対策を減らしていくという観点から、全国そうなのですけれども、わが西伊豆町も解決していない、みんな迷惑しているというか、もう国道136線の近くまでいっぱい、イノシシもシカも出る時になっていますので、大変迷惑していますので、逆にそれを迷惑解消というような意味からも、こういうジビエという形で、要するに捕獲して、食肉加工処理して、販売する、あるいは料理店へというようなルートっていう、そういうのを作っていくのが大変大事ではないかと思っております。

それは西伊豆町だけでは大変だといえ、まあ大きな単位でやっていただいてもいいのですけれども、そういう工夫が入り用ではないかと思っておりますけれども、町長もう一度お願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、ジビエ用というか、イノシシ、シカを捕りましても、さきほど壇上で質問されたように、捕獲頭数の約1割しかそういった食肉として加工されていないという現状がありますので、いくら有害鳥獣で問題だということにいても、1つの命を殺すわけでございますので、できれば食肉として、なにかしらそういった利用ができればというように、町としても考えております。

そういうことで壇上でも申し上げましたように、いろいろな方策は考えております。その中で食肉解体処理の施設も、できれば来年度のうちに設置をしたいというようにも思っておりますし、宇久須の方もわたしも存じ上げておりますので、そういったペットフードとか、そういったことにも今後力を入れていきたいと思っております。

また、猟友会の方から補助金とかそういったもの見直しの提案もきておりますので、そういったのを含めて、なるべくであれば捕ったものを有効に活用できるような方策は、考えていきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） ジビエのことはそういうことで、ぜひよろしくお願ひします。

それで3点目の新婚世帯への支援拡充ですけれども、これも、広い意味では地方創生かもしれないけれども、もっと具体的には、少子高齢化の中で、やはり若い人、どのようにしてふやしてくかと、それは全国やっているから、自分たちのところだけ、というわけにはいかないよということかもしれませんけれども、やはり具体的な対策をとっておかないと、やはりなかなか集まってこない、集まってこないというか、若い人がまあ増える、増えるというかですね。逆に少子高齢化でどんどんどんどん人口減っていくという中、1つでも工夫してこういうことをやっていくというのが必要かと思います。町長お話していただきましたけれども、平成30年には、補助率が変わるということですからけれども、全然なくなるわけではないということで、ぜひ、ご検討していただきたいと思います。

それで最後の4つ目のシティープロモーションですけれども、これについては、いろいろな町長言っていたように、やっていただいているわけですからけれども、できれば、相手のあることだから年間計画というわけじゃないのかもしれないけれども、予算であげる、あげないは別にして、例えば、来年はとか、平成30年はこういうこと、こういうことやってみたいよっというような、それも1つの周知として、要するにやってグランプリとってわかりましたということではなくて、やればなるだけ、前もって教えてほしいというか。そういうことだと思いますけれども、相手があるから、それは年度内、年度替わってからいろいろ出てくるよといえどもそれまでですけれども、それはそれで柔軟にどんどんやっていただいた方がいいと思いますけれども、わかるだけのことは、前もって教えていただくというか、町民へとプロモートですか、周知するってか徹底するっていうのも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先日とりました「いか様井」につきましては、FISH-1グランプリということで、これは日本全国のうちの中部の、漁協関係者の中からいったというようなことで、枠が決まっているイベントもございますので、なかなか、今回の「いか様井」が来年もというのは難しいのかもしれない。

ただ今年もおこなっております、「千代田フードバレーネットワーク」のマルシェでとか、「ふるさと納税の大感謝祭」、「ダイビングのフェス」であるとか、そういったものには引き続き出展をさせていただきながら、シティープロモーションはしていきたいというように思っております。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番(西島繁樹君) ぜひ、いろいろと、こういう計画的にやれることはやっていただくと、そういった計画的にやっているのしょうけれども、教えていただくということも、大事だと思いますのでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長(高橋敬治君) 8番、西島繁樹君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時25分

◇山本智之君

○議長(高橋敬治君) 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告8番、山本智之君。

3番、山本智之君。

[3番 山本智之君登壇]

○3番(山本智之君) それでは議長の許しが出ましたので、壇上より私の一般質問をいたします。

今回私の一般質問は、大きく分けて2点でございます。

1点目は水道料金の統一と改定について。

2点目につきましては、施設、施設指定管理の現状分析と今後についてでございます。

まず1点目の水道料金の統一と改定についてでございます。

町の水道事業会計は、旧賀茂地区と旧西伊豆地区と、それぞれの料金体系を引き継ぐ形で今日まで来ております。合併協議会で、合併後、できるだけ速やかに統一することとなっておりましたが、宇久須地区の水質が他地区と違うため、ある程度、同質の配給ができなければ統一できないとしてきました。

今までに新水源の調査などをおこなわれてきましたが、改善には至っておりません。さらに人口減による加入者の減少や高齢化等による世帯あたりのしよ使用料の減少が加わり、給水収益は年々減少傾向にあります。水道事業会計は、受益者負担のかい企業会計であり、

それをふまえた安定的な経営を今後もしていかなければなりません。以上をふまえ、質問いたします。

まず1つ目です。

このままで推移していくと、単年度での費用が収益を超える時期の想定は、何年度になるのか。

またその時期までに、水道料金の統一がなされたとして、何年度まで、単年度収支のバランスが維持できるのかをまずお伺いいたします。

2点目といたしまして、29年度当初予算に委託費として、「水道事業経営戦略策定業務」があがっておりましたが、すでにこの業務は策定されたのか、また「経営戦略の策定」と、「基本計画」との違いはなんなのかをお伺いいたします。

3点目では、27年3月定例会で、水道料金の改定は「基本計画策定とあわせ、総合的に検討する」としてきましたが、「基本計画」は策定され、料金に関する検討はなされてきたのかお伺いいたします。

4点目は、今後、料金の統一や改定に向けて、どのように進めていく計画なのかをお伺いいたします。

大きな質問の2点目ですが、施設指定管理の現状分析と今後についてでございます。

町では25年6月に、民間企業のノウハウを最大限生かした観光施設のかつ活用を推進したいとして、今まで赤字経営の続いていた一部町営施設も含めた12施設を、一括で指定管理することを検討し、27年4月より、指定管理を期間5年でスタートいたしました。

現在2年8か月が経過し、本年度決算予測も見えてくる時期を迎えております。

以上をふまえ、質問いたします。

まず1つ目ですが、1年が経過した28年6月、監査報告ではスタッフはほぼそのままの状況で引継ぎ、順次改革を進めていくとのことでした。翌29年7月の報告には、営業内容、スタッフ数とも、昨年とほぼ同じ状況と記されております。

順次改革の一環なのか、11月より一部施設において、営業時間の短縮や、営業日数の減など、事業費の削減がおこなわれているように見えます。それによる非正規社員の収入の影響も大きく、従業員のモチベーションへの影響も懸念されております。指定管理者の自助努力により、施設の利用促進と収入増を含めた、効率的な運営を目指すのが本来の目的と考えますが、そのためには、設置団体である町のパートナーとしての役割、とりわけ、施設事業の課題や問題点を共有し、改善方法を探るなど、互いに協力することが重要だと思います。

町では、今までにどのような現状分析をし、課題について協議、検討してきたのか。

今回の改革は、「西伊豆町町有施設管理運営に関する基本協定書」第14号、これは（実施条件の変更）のことですが、に、基づいての変更なのか、お伺いたします。

2点目ですが、12施設の中には、観光施設というよりは、ミュージアムや公衆浴場など文化施設、厚生施設に該当するよう思える施設もあるように思えます。今後、次期指定に向けての業務範囲や管理基準などの見直しについての検討はしていくのか、お伺いたします。

私の壇上での質問は、以上でございます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それでは山本智之議員の一般質問にお答えします。

まず大きな1点目の、水道料金の統一と改定について。

(1) このままの推移でいくと、単年度で費用が収益を超える時期の想定は何年度なのか。

また、その時期までに水道料金の統一がなされたとして、何年度まで単年度収支バランスを維持できるのかというご質問でございますが、平成28年度決算をもとに計算をしますと、平成36年ごろに事業費用が事業収益を超えると想定されます。仮に料金を統一しても、さほど延命は望めません。

次に(2)の平成29年度当初予算に委託費として、「水道事業経営戦略策定業務」があがっていたが、すでに策定されたのか。また経営戦略の策定と、基本計画との違いは何かというご質問でございますが、「水道事業経営戦略」は、策定業務を現在委託中でございます。

経営戦略と、基本計画の違いでございますが、「基本計画」は厚生労働省の方針に基づき、水道事業の運営に関する方向性と、施策推進の基本的な考え方を示してあり、平成28年3月に策定済みでございます。「経営戦略」は、総務省の指示により、基本計画に公営企業としての経営健全化および財政確保等の具体的な計画を示すことで、水道事業会計の経営基盤のより一層の強化を目指してございます。

次に(3)の平成27年3月定例会で、水道料金の改定は、「基本計画」策定と合わせて、総合的な検討するとしていたが、「基本計画」は作成され、料金に関する検討はなされたのか。

(4)の今後、料金、料金の統一や改定に向けてどのように進めていく計画なのか。ということは関連しますとので、一括で答弁させていただきます。

28年度に、役場内で料金に関する検討はいたしました。料金統一が主な内容でございました。(1)で答弁しましたように、今後は料金の改定を検討する必要があります。料金に関する検討は、来年度以降、水道委員会を開催し、検討していただければと思っております。

次に大きな2点目の指定管理の現状分析と、今後について。

(1) 現状分析と課題検討について、町は今までにどのような状況分析をし、課題について協議検討してきたのか。今回の改革は、第14条に基づいての変更かというご質問でございますが、現状分析と、課題検討についてでございますが、指定管理につきましては、議員おっしゃるとおり、経営能力のない町が、このまま運営しても赤字のままなので、民間の活力を借りて、経営改善と誘客に努めていただけることを期待して、12施設を一括で指定管理に出したものと考えます。現在の指定管理者の経営については、現状分析はしておりませんが、毎月経営状況については、報告を受けております。

課題について協議、検討とありますが、施設も老朽化しておりますので、修繕に関する相談は多く、町として30万円以上の修繕に関し、施設の改善を図っております。

また町といたしましては、過日、統括部長がお越しになった時に、都内などで経営されている、ビジネスホテルなどで、西伊豆町を積極的に宣伝していただけるようお願いはしております。

指定管理者が、利益を得るために必死に経営されることを信じ、経営につきましては、踏み込んでの発言は、立場上できかねますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

14条についてでございますが、指定管理、運営、事業の運営に関する業務についての、実施条件の変更する場合は協議することになっており、営業時間の短縮につきましては、閑散期は指定管理される前も、営業時間を短縮していたこともありましたが、経営上、赤字になれ、ならないための対策として、実施したいという申し出がありましたので、承知をしております。

経営者と従業員の関係につきましては、よく話し合い、良好な関係を築いていただけるよう、お願いしたいと思っております。

次に(2)の次期指定管理に向けての見直しについて。

今後、次期指定に向けての業務範囲や管理基準などを見直しの検討はしていくのか、というご質問でございますが、次期の指定につきましては、見直しを含めて検討せざるを得ない事態だと思っております。

ただ現状を察するに、町がこれらの施設をすべて維持していくことが、町民のためになるのか、ということも費用対効果として検討しなければならない状況だという認識ももっていただければならないと思っております。

以上、壇上での答弁とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず水道料金の統一改定ですが、これは、合併来の、古くて新しい問題で、町長も議員の時代に何度か質問なさってらっしゃるので、精通されているかと思いますが、ここで改めて、先ほどの答弁ですと、平成36年頃には、収支のバランスが崩れるだろうと。それは現状のままで行ってという前提でございます。それで、改定というか、料金を統一したとしても変わらないという、答弁だったのですけれども、当初、改定についての一般質問等がございまして、それで先ほどらい、私言った時、3番で「基本計画」ができてから、検討してやるという話だったのですけれども、まず、どちらにしてももう時間的な余裕はないわけですね。それで、当初、料金を統一することが大事な目的だったと思うのですが、ことここにおよんでは、それはステップに過ぎなくて、もうそのあとの料金改定、どのような改定をしていかなきゃいけないかっていうところに、もう現実はきているのだらうと思うのですが、町長の認識いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 料金を統一ということになりますと、議員もご存知のように、宇久須地区の水質が違うということで、なかなかその地区の理解が得られないということが、現状でも変わらないというふうに思います。

ただ36年度になりますと、収支バランスが悪くなるといことも、これは、不都合な真実でございますので、そのために統一をすることがよいのか。それとも両方を、値上げをするような形で、統一はしないけれども、改正する方法がよいのか。それもふまえて、来年度以降、水道委員会を開催し、そういったものの検討に入っていただきたいということでございます。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 質問がすこし、番号で飛んでしまいますけれども、来年度以降ということは、来年度やるということが決まっているのでしょうか。その予算を取れるということなのでしょうか。それとも、あくまでも来年度以降、これから検討してくということなのか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あくまでも来年度以降ということで、一応36年度にバランスが悪くなるということですので、それまでには結論は出さなければいけないというようには思ってお

りますけれども、なかなか多分この議論に入りますと、料金を統一せざるを得ないという答申が返ってくるようにも思いますので、それまでにどういったことをすれば、改善しなくてもいい、延命策が取れるのかなど、検討することも可能だと思いますので、あくまでも来年度以降、来年度やるということではなく、来年度以降ということで、ご承知おきいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） わかりました。

どちらにしましても、今の推移でいくと、36年度ということですがけれども、老朽化した施設とかインフラを考えますと、今ある企業会計の中のマネーストックを使っていかなければならない時代は、もう年々出てくるのだらうと思います。行政報告でも、上半期の中間ですがけれども、2.2パーセントの減、収入は3パーセントの減。支出についてもまあなんとかがんばって2.2パーセントの減ですがけれども、総体的には必ず減をきています。

この水道料金の場合には、水道企業というのは、他の町に行って営業するわけにもいきませんし、この町の中で、この町のユーザーに配信するしかないわけですね。そうするとやはり、補助もいただけるわけでは、国から県から補助をいただけるわけでも、運営に関してはないわけですので、受益者負担ということになってきます。そのへんをやはり、町民の方に認識していただいて、しっかり、その将来を見据えて、今、36年ということがありますので、それまでには、その先を見据えた、収支バランスを取れるだけの、検討をしていかなければいけないと思うので、それはもちろん重々承知しているだらうと思いますが、そのための、事業計画だったと思います。先ほど説明した事業計画、基本的な計画ということは、その事も加味したものが、中にうたわれているのですか。

○議長（高橋敬治君） 企業課長。

○企業課長（松本正人君） 基本計画の中には、そういった工事とかそういうものも含まれております。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 基本計画が28年度に、作成されたということでしたので、それに基づいて、今の町長の答弁ですと、来年度以降しっかりやっていくということですがけれども、僕は、もっと早めに、しっかりした議論をしていかなければいけない問題であって、確かに進めてく上では、町長がおっしゃったみたいに、両方を統一する、しないは別に、両方のものでやっていけるのか。それとも統一した上でやっていくのか、というソフトランディングを、

探していくしか道がないわけです。だからその点に関しては、そんなに長い時間検討期間を置くっていうことが、本当にいいのかどうか、やはりしっかりと地域の方を巻き込んだ議論をしていきながら、早い時点で、落としていかなければいけないって思っているのですけれど、そのへんは、認識的にはいかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは、私も議員と同じでございます。ただ結論は、必ず値上げというものが出てくるとお思いますので、やはりその判断はなかなか難しいので、今まで議論になってこなかったのであろうというふうには、推測しております。ただ、もうやらなければいけないこと、あまり先送りしてもしようがないことだと思えますし、徐々にかもしれませんけれども、やはりそういった方向性をしっかりとって、検討しなければいけないので、来年度以降はやりということ、お願いできればと思います。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） その策定協議のメンバーというのは、どのような方を考えておられますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、各地区の代表の方にはお出になっていただかなければいけないと思えますし、やはり大口利用者の方は、旅館組合とか観光関係者、水産関係者でございますので、そういった方もいれながら、有識者のを含めて、多分10名程度になると思えますけれども、そういった形でおこなえればというようには考えております。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 今、町長の方からいみじくも大口という話が出ましたけれど、まさにそのところも、1つの形だと思うのですね。改定していくにあたっては、やはり痛みをとるもなう改定にならざるを得ないと思えます。

そこで、大口、どこを基準に大口というかは別にしましても、そこらをどういような減免していくのか。どういようにしていけば、実際もう少し先、36年度以降、もっとできるとういようなものはできるのかね。そのへん細かく、分析していただいた上で、段階的に上げていくのか、まあそのぽんと1回で上げるのかというのも検討しなければいけないと思うのですが、そういった場合に、やはりその会へ専門家の例えば、中小企業診断士ではないのですけれど、そういう経営に携わるような、民間、ここは企業会計ですので、経営に携わるような方のアプローチってのが、僕は必要だと思うのですが、そのへんはいか

がでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 必要であればそういった方も、有識者の枠の中で、お願いできればというようには思います。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） この問題につきましては、町長が来年度以降、そういう形でやっていくということですので、統括的な質問、ここでみなさまの方に、平成36年ごろが、1つの分岐点だよということがわかったわかっただけでも、ありがたいと思っております。それに向けて、迅速なあの対応をしていただきたいと思います。

それでは私の方は2番目の施設の指定管理の方の質問に移らせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、現状分析についての質問で、課題については、毎月報告は受けているよ。というようなことでしたが、この監査資料をこの間いただいたのですけれども、この中で、私が指定したものについては、確かにこの民間の経営をやっていただいて、収支のバランスがあがって、黒字になっている。単年度ですけれども、ところもあります。しかし、依然として収支の改善には至ってないところと、ばらつきがあるわけなのですが、ただ、監査報告による、黄金崎の3施設の「こがねすと」「根合駐車場」のその入りの状況なのですがこれに関しましては、対前年度比、こがねすとが105.7パーセントってことは5.7パーセントアップですね。根合の駐車場については7.7パーセントアップしているわけですね。これはもちろん、ダイビングについては89.7パーセントですので下がっておりますが、これはもちろん民間の方が、今委託してやられている方の努力ということで、こういう形になっているだろうと思う。にも関わらず、ここで、時間を短縮、営業時間を短縮。それと休日も増やすと。いうことの意味が、僕にはよくわからないのです。なぜそうなっているのか。そういったものを、数字だけ見ても、利用人数は109.6パーセントということで、1割以上、来ているお客さんが多いわけです。多いにも関わらず、ということは、僕は素人ですけれども、単純に考えますと、それならば営業時間を減らすのではなくて、営業時間のシフトを変えとか、来客にできるとか。あとは売り方をいろいろ変えながらやっていくというのでわかるのですが、営業時間を短縮して、なおかつ休みをとるっていうようなこと、これはもちろん先ほど町長がおっしゃられたみたいに、そこまで経営に対しては、コミットできないよということはおわかりですけれども、やはりそのへんのところは、町の方でしっかりと、わかっていただけたのかどうかということです。各施設をおおざっぱなところではなくて、1つ1つの施

設を見ても、そのへんはどうなのですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この指定管理は、議員も指定管理に出した時議員でしたので、状況はわかっていると思いますが、黒字の施設も赤字の施設もごちゃごちゃに混ぜて、12施設いっぺんに出しています。その中ではあの一般質問の壇上で、質問されたように、福祉関連のものがあったり、美術館があったり、いろいろなものが含まれております。どこで収支バランスをとるかということになりますので、ここは人数が多く来ているから、ここは人数を増やすかと言うと、逆に収益が悪いところは、切りたいのだけれども、ここは福祉事業なので人間が切れない。どこでバランスをとるかと言うと、多分黒のところをとるのではないか。これが多分経営だと思っておりますので、そこには口が挟めないということでございます。

ですので、先ほど私も壇上のところで申し上げましたけれども、今後、こういったものを含めて、現状でいいのかということ、しっかりと議論しなければいけないというように思っております。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 少し質問を変えますけれども、そのためにも、当初、この管理状況の把握とかをするために、指定管理者評価委員会というのも設置するというようなことが、管理者指定の協定書に書かれているのですが、実際は評価委員会は設置されているのですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 指定する際に設置をしておりますので、お願いをしてからは、そういったものは開かれておらないというか、あくまでもお願いする前の、そういう委員会だというように、捉えていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） いや、実はですね、当初の5年間の、まあ5年間指定管理をするという、ある程度長いその期間をとったのは、私の感覚でいくと、1年や2年では、民間の方が来られてもなかなか改善していかないし、収益もあがっていかないだろうということで、ある程度スパンを設けて、ここで改善していく、なかなか町でやっていて、思うようにいってないところもやっていただこうという主旨だったと思うのです。

実は、指定管理委員会についても、当時の答弁で本当は、これは設置しますよというようなことを、答弁されているわけなのですよ、実は、指定管理委員会についても、議会の方で、指定管理委員会をそうやってしっかりとコミットしておくのであれば、やはり先ほど申しま

したような企業の診断士とか、専門の方を入れたらどうだというような質問もあって、結局全員協議会の時でも、26年4月の全員協議会ですけれども、27年、年4月から実施していきたいと。行きたいということですから、行くとは、言葉尻を捉えればそういうことなのでしょうけれども、ですけれどもこれについて、それからそのあとの、指定協定についても、堤和夫議員や山田厚司議員の方から、これについては、やはりその区長さんとかそういう人たちではなくて、専門の人を入れて、しっかりその業者さんと打ち合わせをして、ある程度設置、設置者の責任としてコミットしていったらどうだというような話があって、そのような前向きな答弁をいただいているのですが、ではそれが未だに設置はできているけれど、やっていないのか。それとも、その時の設置だけで終わっているのか。そのへんはどうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 現状から考えますと、指定する時の設置だけで、その27年何月というものは、その先設置されずに今まで来ているという認識で、よろしいかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） それでは協定書にもしっかりとうたわれているわけですので、指定管理評価委員会の出席、これには年度の事業報告もつけて、出して、それで評価するのだよと。これに関しては運営状況、実績を評価して、結果を乙に通知するとともに、公表するものということも書かれておりますよ。では今までの話は別にしましても、町長では来年度から、もうして指定管理があと1年半ですか、2年ですか、2年ございますので、早急にこれを、こういう組織があるのであれば、組織を見直して、しっかりとした協定書に則った運営をしていく、いかれるお気持ちはどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） まあ過去にそういう答弁をしているのであれば、作らない方がおかしいわけでございますので、来年度以降は作っていきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） ぜひそうしていただきたいと。指定管理の運営は、実際現場でやって、運営していくのが指定管理の方々の、技量になると思いますが、その状況を町の方が把握して、どこに、その民間のノウハウがあるのか。それを蓄積していくのかを、町の方もフィードバックしてかなければ、今後のこの2年あとの、また指定管理、どういうのにするか別にしましても、そこにもっていくのに、何もならないと思うのです。この協定書には

月の報告書、事業計画書、年間の事業計画書、そのあとの事業報告書まで出すのだと、出して町と協議していくのだからってことをうたわれているわけですね。ですから、これをしっかり実行していただいて、今後について、しっかりやはり町の方も把握した上で、次の質問にはなるのですけれども、そういったものを、提示していかなければいけないと思うので、それはやってくださるということによろしいわけですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 過去2年間につきましては、そういったものはなされていないのは、議員のおっしゃるとおりでございます。今年度に限りましては、平成30年度をすでに出していただいている状況でございますので、これからは確実に改善していけるものと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） ぜひそうしていただきたいと思います。というのは、26年の協議でわれわれも参加して、これだけ、経費をかけてやっても、町がうまくいかない。この12施設をすべて一括で、指定管理業者に任せるのだと、大きく舵をきることに、われわれも賛成したわけです。このままで行けば、赤字が大きくなるだろうと。その起爆剤として、3セクも解消して、すべてそういうことでやっていた民間のノウハウを、われわれも吸収しながら、次に向かっていくのだという、そのことが根底にあったと思うのですね。ですからそれをしっかり、その当初の目的をしっかりと見据えた上で、町の方が対応していただかないと、われわれの方にもただ来ているのは、単年度の収支だけです。例えば、宇久須のキャンプ場だって、今年指定管理になってからは、黒字になっています。あがっておりますが、今年は、すこしマイナスということで、天候でこうなっていると。やまびこ荘にいたっても、今年マイナスの単年度決算なっていますが、これも、天候だということですが、われわれが知りたいのは、その裏なのです。天候のせいわかります。結果はそうかもしれなのですが、では予約状況はどうだったのか。予約状況はよかったにも関わらず、天候でキャンセルが続いたのでこの数字になっているのか。それとも予約も落ちているのか。そうするともう、営業するターゲットをまた変えなければならない。そこまでのことが、例えばやまびこ荘にするのならば、どういう顧客をターゲットにして営業しているのか。そういう1つ1つの施設のあり方とかそういうものを見たいうえで、細かいやはり分析をしていただきたいと、そういうように思うのですが、いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今すこし手元に資料があると、後にあると思うのですけれども、探しかれてないので私の記憶の中だけで発言させていただきますけれども、指定管理を5年間出した時に、契約金額がございました。多分1億数千万円だと思います。これで1年目いくら、2年目いくら、3年目いくらで、今から残るのは4年目、5年目の金額でございますけれども、一番はじめが多分3,900万ぐらいで、その次の年が、3,000万近く、今年が2,800万ぐらいじゃなかったのかなというように、記憶をしております、来年になりますと2,300万、2,300万という金額だったと私の中では記憶しております。

金額出ました。初年度27年度が3,856万円、次は2,931万1,000円。次は2,500万。これは2,570万1,000円、これ今年です。来年から2,221万4,000円、再来年も2,221万4,000円。これでもう350万差が出ます。

ではこの、今と同じ収益しかないのに、町から出るお金が350万減る。ではこれをどこでやるかっていうことを、それこそ逆に議会の方で、議論をしていただかないと、これも議会の議決事項で金額決まっていますので、町の方では変えることはできません。ですから、収益状況が悪いのであれば、経営改善ということで、先ほども申し上げましたように、閑散期においては、閉鎖しなければいけないということも、当然出てまいります。ですので、本当にこの12施設で、この金額でいいのか。この指定管理を解除するのか。そこもふまえて、これは議会の方で議論をしていただかないことには、議決を受けているものを町の方で、勝手に変えることはできませんので、そのへんのご理解もお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 今町長がおっしゃったその前提として、やはり指定管理評価委員会、これが開かれたうえで、ではこの条例は、今ある指定管理の方々の手足を縛っているのだ。ではこの改定についても、では料金についても、高く売れるものはこういうものが高く売れるのだと。この分については、条例はこうなっているけれども高く売りたいのだと。それで収益をあげたいのだということが、当局の方から、この会議を経てこなければ、われわれの方には、今判断材料ってのが、ないわけです。ですから、どういう改革をすれば、今の現場が動きやすくて、なるのかという、そういう具体的なものを出すためにも、やはりしっかりとこういう委員会が、町と指定管理者のトップとは言いませんけれども、現場としっかりと打ち合わせをした上で、練った上で、やはりあげてきていただかなければ、いけないのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員は町の方に出せと言いますが、町の方にボールはございません。ボールを持っているのは指定管理者でございますので、そのへんの間違いないようお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 確かに指定管理者の方で、そういったものがあるでしょうけれども、それをどういう形で、指定管理者が議会の方に、この条例を外してくださいとって動くということなのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然指定管理者は、契約にのっとった金額の中で、仕事をされいると思います。ただ、議決をしているのは、議会の方でございますので、この議決を解除するでるとかは、私の方にはボールはございません。逆に議会の方でございますので、それを解消していただければ、ありがたいと思います。また、金額が350万下がった状態で運営できない。仮に500万上乘せということになりますと、なんのために指定管理制度をとったのかという過去のところまで遡らなければならないということも、ご承知おきいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 僕も承知しております。ようは競争入札をかける時に、確か3社だったと思います。3社とも同じ上限の金額で入札をされています。指定管理の選定委員会で、今指定管理されているところに決まったわけですけど、その時の募集要項の中にも、指定管理料という項目で、これを議論するのに、議員も議論に加わっていますので、記憶に残ってる方もいらっしゃるかと思うのですが、こういう条文がある。

初年度終了後、町と指定管理者が協議の上、指定管理料について見直すこととします。これはなされてはいないわけですね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 現状こうなっていることを考えますと、28年4月の段階ではされていないということでございます。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） これについては、物価変動とかやむを得ない場合という文言がついているのですけれども、実際、この指定管理をするにあたっての算定ですね。1億3,000数百万円という。これについては、各施設の過去3年間の平均値をとって、それで決めているわ

けです。さらに、消費税が26年に8パーセントあがるということで、そうすると収益もあがってくるだろうということで算定しているのです。さらにいうと、27年10月、10パーセントにあがるだろうということも、この中に入っているのです、最初。

だとすると、本来は町と業者さんが話をしているのであれば、しっかりとこういうものに則って、消費税の問題、たかだか2パーセントかもしれませんが、金額が大きな問題です、パイが大きいのです、そういったものにもコミットできたのではないかと思うわけですね。やはり、しっかりとその設置者として、やはりこの協定とその書に則った運営と、協議をしていかないと、何も前に進まないのだろうと。

やはり任された方は、普通経営者の方はやはり、収入が減ってくるってことになれば人件費が削減に、移るのはそれほどこの企業でも同じことですね。経費削減というのは。ですけど、そこに至るまでの間に町がどうコミットしてきたかっていうことが、問題だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 修繕箇所を示されまして、こういったところを修繕してくださいとお話は、何度か来ております。

ただ経営状況はこういうところなので、増やしてくださいということは一度もございませんので、そういったことに町の方から逆に税金を投入するということを、提案することは不可能だと思います。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） わかりました。

ただどちらにしましても、協定書どおりにやってなかったことは事実でございますので、やはりこの協定書に則った町の管理の仕方、コミットの仕方というの、今後していただきたいと思います。その上で、最後の質問の段階になるのですけれども、この12施設の観光施設というのは、やはりミュージアムには公共、浴場があったりとかですね、やはり文化的な施設があったりとして、どうがんばっても利益があがらないものというのを洗い出さしていただいて、その上で、やはり、まずは来年度以降、しっかりと業者さんと打ち合わせして、いただいた上での話しです。その上で、次期施設について、これ1つ1つの施設に税金がつぎ込まれているわけです。この施設の目的が、本来なんなのか。この施設にこれだけお金がつぎ込まれているのを、町民がよしとするのか。お金をつぎ込んでもこの施設は残したいとするのか。そういうところまで、考えた上で、協議をしていただきたいと思うのです。

が、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、今までおこなわなければいけないことは、おこなわれていないことに関しましては、これはもう町の方の、不手際だと。これは言わざるを得ないと思います。ただ次年度以降につきましては、しっかりと対応させていただきたいと思います。また議員おっしゃるように、赤字の場所というのも当然ございます。温泉施設も今町内3箇所プラス、観光も含まれる温泉が1か所あります。逆にこの4箇所を運営することがよしとするのか。逆にこれを1つ閉鎖しなければいけないのか、経費の削減という面で、逆に今度閉鎖すると、福祉をないがしろにするのかというご議論にもなろうかと思っておりますので、それを含めて検討できることは、町の中で検討させていただきながら、議員の皆さんのご意見も伺えればというようには思っております。

[発言する人あり]

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） 最後になりますけれども、ぜひそれを進めていただきたい。それと町民の方にもわかっていただけるように、この施設が将来絶対必要なのか。どうなのか。それとやはりなくてもいいという選択を、将来5年後、10年後せざるを得ないのか。そういったところまで考えて、せつかく民間の方が入って運営されているわけです。そのへんの意見も聞きながら、ぜひ協議していただきたい。それによって条例とかその他のものが足かせになるのであれば、議会で議論をして、改定していくとか、より民間の方が動きやすいシステムにしていくのも1つの方法だと思います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 契約条項の中で、確か料金の改定は、町と相談した上で改定できることになっているということは、議員もご存知だと思いますので、これは高い値段で売れるということがあれば、指定管理の方から言っていただければ、それは、変えること、今現在でもできます。ただ指定管理に出してこの状況でございますので、本当に指定管理に出すことがいいのか。それとも今までのように赤字になるかもしれません、これすでに赤字なわけですけど。今まで以上に赤字を垂れ流すかもしれませんけれども、町が町営でおこなった方がいいのか。それも含めて議論をしなければいけないと思います。

○議長（高橋敬治君） 山本智之君。

○3番（山本智之君） ぜひその議論を来年度、今年度の収支ももう出ていると思っておりますので、

しっかりした、計画、収支報告を分析して、来年度まず1年間のそれと、その先の計画も、町がそれなりのコミットをしていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君の一般質問が終わりました。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時21分

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて、再開します。

日程第2、承認第3号 先決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年12月5日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長

○総務課長（佐久間明成君） それでは、専決第3号について、説明を申し上げたいと思います。1ページをお開きください。

今回の補正は、斎場火葬炉の補修と、台風21号、22号により、被災した観光施設の復旧が主なものです。

平成29年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ60億6,100万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに、補正後の歳入歳出予算の金額ならびに、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月16日先決。

西伊豆町長 星野浄晋。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款、項、補正額、計の順に読み上げます。

9款地方交付税、1項地方交付税ともに1,600万円、21億9,014万3,000円。

歳入合計、1,600万円、60億6,100万円。

次に歳出です。

4款衛生費、425万、6億6,791万4,000円。4項町営斎場管理費、425万円、1,506万2,000円。

10款災害復旧費、1,175万円、5,075万6,000円。5項その他公共施設・公用施設災害普及費、1,175万円、1,175万1,000円。

歳出合計、1,600万円、60億6,100万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項明細書です。

1、総括、歳入です。

第1表と同様なので、省略いたします。

次に歳出です。

こちら第1表と同様ですが、財源、財源内訳について説明いたします。

4款衛生費、425万円。こちらはすべて一般財源でございます。

10款災害復旧費、1,175万円は、こちら一般財源でございます。

えー衛生費の425万円につきましては、西豆斎場組合負担金として、工事費の精算後に松崎町負担金として、財源更正をいたすこととなります。

また、災害復旧費の1,175万円のうち、黄金崎公園整備事業につきましては、県の観光施設整備事業の補助金申請をしており、こちらも交付決定後に財源更正をすることになります。

なお財源更正により、歳入が地方交付税の充当額も更新されることになります。

4ページをお願いいたします。

2歳入です。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1,600万円。

節として1節普通交付税、こちらはすべて普通交付税として、計上させていただいております。

次に3歳出です。

4款衛生費、4項調整斎場管理費、2目町営斎場管理費。

補正額、425万円。こちらは一般財源でございます。内訳としては、15節の工事請負費、斎場火葬炉の耐火物補修工事となっております。

10款災害復旧費、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費、補正額1,175万円は、すべて一般財源でございます。内訳としまして、11節需用費。こちらは施設修繕費等でございます。13節委託料60万円は、浮島海岸の浮き台等の廃棄処分委託となっております。15節工事請負費870万円は、黄金崎公園整備事業として、遊歩道の災害復旧を計画しております。黄金崎海岸水路災害復旧事業として、70万円を計上させていただいております。合計額です。補正額が1,175万円となっております。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑をおこないます。

質疑のある方は、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3ページで総務課長、補助金とかそういう決定したら財源更正するというような、今説明しましたけれど、これは今年度中ですから、来年度、3月中までという、そういう解釈でよろしいのですか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） はい、そのとおりでございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 続けて、4ページの災害復旧費の需用費の245万円。施設修繕費ですけど、この施設修繕はどこになりますか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） はい。黄金崎公園の倒木の処分費、それから海岸へ流れ着きましたごみ等の処理費。浮島海岸へ漂着しましたごみの処理費。沢田公園の手すりの復旧等で245万円を計上させていただいております。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） 4ページの斎場耐火物の補修工事についてですが、先の全協で、予定年度よりも早めに壊れたということで、原因も調査するという事だったのですが、原因については、どの程度わかっているのか。

経年劣化によって、もうやはりもうこれぐらいで今積んでもやはり3年ぐらいでおろすのか。このへんわかる範囲で、教えて答弁していただけますか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 今、業者に発注をかけたばかりでございまして、現地に入るのが、この8日からということですので、その調査を待てということで、今の段階ではご回答できませんと、ということです。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今のところですけど、この炉を修理する期間、下田の斎場の方に行くということですけど、個人負担と町の負担割合はどうなっているでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 個人負担は、西伊豆町の斎場を使う金額をいただいて、その差額を町の方の一般会計の方から支出にするような形で、とっております。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 従前、個人からいただいておるのは1万円でございます。下田市の斎場の方との協議をいたしまして、通常ですと1体5万円という規定があるそうですが、協議によりまして、1体1万6,000円ということになりました。1万円は個人負担として従前のまま。6,000円につきましては町が負担するという事でございます。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） それに追加なのですけれど、12歳未満と死体の一部の方は、金額は下田市が4,000円でいいということなので、西伊豆町では7,000円ですが、その時期は、申請があった場合は、4,000円をチョイスするような形を考えております。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論をおこないます。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、議案第40号 平成29年度 農山漁村地域整備交付金 津

波防災ステーション工事（安良里地区）変更請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第 40 号 平成 29 年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）変更請負契約の締結について。

平成 29 年 9 月 15 日第 3 回西伊豆町議会定例会において議決された、平成 29 年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）について、下記のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成 29 年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事
(安良里地区) |
| 2 契約の相手方 | 静岡県沼津市三園（町）4 番 4 3 号
株式会社 岩城商会
代表取締役 岩城隆史 |
| 3 契約金額 | 原契約額 金 6,210 万円
変更契約額 金 1,095 万 3,360 円増
合計 金 7,305 万 3,360 円 |

平成 29 年 12 月 5 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） それでは議案 40 号についてご説明します。

1 ページをおめくりください。

議案第 40 号の説明調書です。

平成 29 年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）変更請

負契約の締結についてです。

1. 全体の工事概要

- ・機側操作盤交換 5台
- ・固定装置設置 3基
- ・配管工事 L=99.0メートル

2. 今回の主な変更内容

①配管工事の増。

当初0メートルのところ、変更で99、99.0メートル増となります。

3. 工事費内訳書です。

変更工種のみ、当初変更後、比較の順で読み上げます。

設計金額、6,253万920円。

7,365万960円。

1,103万40円の増。

直接工事費、548万5,640円。

1,132万3,680円。

583万8,040円の増。

配管工78万9,222円、185万5,608円、106万6,386円。

プルボックス設置工22万3,580円、58万236円、35万6,656円。

配管保護カバー取付工49万2,120円、325万2,456円、276万336円。

ケーブルラック設置工0円、20万2,888円、20万2,888円。

伝送路工26万7,282円、あ、26万7,282円、160万6,782円、133万9,500円。

ハンドホール設置工0円、11万2,274円、11万2,274円。

下の方いただきまして、諸経費1,146万118円、1,583万5,078円、437万4,960円。

工事価格5,789万円、6,811万2,000円、1,021万3,000円。

うち消費税相当額463万1,920円、544万8,960円、81万7,040円。

合計6,253万920円、7,356万960円、1,103万40円。

落札額5,750万円、6,764万2,000円、1,014万2,000円。

消費税相当額460万、541万1,360円、81万1,360円。

契約額6,210万円、7,305万3,360円、1,095万3,360円となります。

1枚おめくりください。

建設工事請負契約書案の写しになります。

もう1枚おめくりください。

資料といたしまして、工事範囲の平面図を添付させていただきます。

この図面下側、安良里10号陸閘、11号陸閘、この付近をご覧ください。

今回の変更につきましては、赤で示した箇所で、電気の配管工事を追加発注するものでございます。追加する工事につきましては、当初この部分に関しましては、土工時が主で、町内業者の方に別工事で発注する予定でありましたらば、内容は土工時でも伝送管等の電気設備の費用の方がかかるので、どうだろうかということで、県の担当課の方に確認したところ、県の担当課から、これは水門陸閘の遠隔工事に属するもので、現在施工中の工事に含めるよう指示されたため、本工事にこれを追加し、変更契約するものでございます。10、11陸閘間に伝送管を埋設し、一部は露出配管となります。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） その今の説明で変更の理由はわかりましたけども、当初これは発注する時に、県との打ち合わせがなされていたのか、今の工事を別発注する旨の打ち合わせなり相談が事前にされていたのか。要するに県がこの別工事を把握していたのか、そのへんを伺います。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 今回の事業は、1つの工事ではなくて、全体の事業として県との協議を進めておりました。発注内容等につきましては、当初県との協議をしてはおりません。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 先ほど課長が説明したということに返しますと、地元業者に発注ができる可能性があつて残したい旨、きふ受け取ったわけですが、今回一緒の契約をした時点で、その発注先については、どのように考えていますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当初、別発注することによってこの防災ステーションにつきましては、

今まで従前、岩城商会さんが、やられていた、ただこれも入札もございますので、どこが落とすのかのはわかりませんが、これは専門の業者さん。ただ土工時につきましては、西伊豆町内にありますそういった建設業界の皆さんに入札を入れていただきたいということでやりましたけれども、この契約をすることによって、岩城商会さんが仕事をとるということとなりますので、こちらの業者さんがどこに仕事を投げるかということの先については、町の方では関与はできないということでございます。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 工事に関わりませんが、このあとのことをお聞きいたします。

差額等を使って、工事が延びたわけですけども来年度以降、いわゆる安良里地区の完了は何年度を目標にしておられますか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 来年度の方はまた操作室等の工事の方も考えておりますが、今ここで言う9号陸闌^{りくわん}までですので、これから浜川の方に向かっての陸闌^{りくわん}の電動化、それと操作室等の設備を考えておりまして、昨日補助金の申請どおりの計画でいきますと、平成33年で完了の予定でおります。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 埋設配管工というようなことなのですけども、この深さというのが、あまり規定がないというようなことで聞いたのですけれども、そういったことはないですか。深さどれくらいにするとかありませんか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 埋設、深さの決定は。電気設備技術基準という基準があります。そこで深さがどれだけだよというのは、あの以上ということで決められておりますので、それに基づいて設計しております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） この計画の、要するに安良里地区の集中管理というのは、どこに設定をされているのか。その点だけお聞きします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 現段階では、元の教育長室になろうかと思えます。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） すこし前の38号議案のところに聞き忘れたので。

○議長（高橋敬治君） それではできません。

○4番（芹澤 孝君） 忘れたのだけど。

ここで、機側操作盤5台ってなっている、交換。これについては遠隔操作自動化と遠隔操作監視盤ということだけど、今5つある中で、遠隔操作自動化と、遠隔監視というのは、どれとどれなのか。その遠隔監視の操作盤は、今後自動化するのか。その点を。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 今回の工事に関しましては、遠隔操作出来るの方は、13号、11号、10号です。9号、8号に関しては、電動化ということになっております。今後も水門、ここから浜川の方にかけて、水門と一部陸閘に漁協前等の陸閘につきましては、遠隔操作化を計画しております。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 遠隔監視化だけという陸閘はないわけですか。電動化するわけ、ここで。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） すべて可視化をする、可視化することになっておりますので、見えるものになっております。

○議長（高橋敬治君） 電動化するのは。

[発言する人あり]

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） すべての電動化ではありません。一部は手動式になっております。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では監視化だけやって、自動化、電動化はやらないところはどこですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君）

電動化は13号、11号、10号、8号、9号すべてになります。監視化の方もすべてです。
ただ13号、11号、10号にしましては、遠隔操作化のかたちをとらせていただきます。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうしますと、安良里8号陸閘、9号陸閘、10号陸閘、この間は赤い線がないわけですが、この間の埋没化、配管工というのはいないわけですか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） こちらに関しましては、昨年度、配管済みとなっております。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論をおこないます。

先に原案に反対者の発言を許します。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 私は津波防災ステーションそのものに、当初から反対しておりました。本当にこの計画は、東日本の大震災前の計画で、なかなか工事をおこなっても、ほとんど効果はないと私は考えている。それなのに依然として、先ほど聞きましたら、平成33年まで続けると。これ大変な無駄だというような1点で反対をいたします。

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 今反対意見でありましたように、だいぶ長いこと工事は進んでいるわけですが、そうした中で、仁科地区が終わり、田子地区が終わり、ようやく安良里地区に来たというところで、年度があるから、無駄だというのは、大変地区の人間としましたら心外でございます。ぜひ早期にあの完成することを願って、私は賛成いたします。

○議長（高橋敬治君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 原案に賛成者の発言を許します。

10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） 反対討論の中で、効果のないものという発言がありましたが、効

果を期待して作っているわけでございます。

必ず効果があるものと期待して、これ賛成いたします。

○議長（高橋敬治君） 原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 原案に賛成者の発言を許します。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今言われましたように、今、地区協議会というのは実施されて、アクションプラン、静岡県の。アクションプランが進んで、防潮堤を嵩上げするってことを計画されているわけですが、現状においては、この設備において、これを作ることで、5、6分で来るっていう、津波に対して。逃げる時間を確保できるわけですね。それはぜひ必要な工事であってね、それを全然やらないってことは、これは無駄、生を否定することになると思います。反対議員の人は金、金と言いますが、本当にそれだけでいいのだろうか、うん。そういうことで私は、この工事はぜひやるべきだと思います。

○議長（高橋敬治君） 原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第40号 平成29年度 農山漁村地域整備交付金 津波防災ステーション工事（安良里地区）変更請負契約の締結について、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手多数です。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、議案第41号 甲種漁港施設（安良里漁港）指定管理者の指

定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長(星野浄晋君) 議案第 41 号 甲種漁港施設(安良里漁港)指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり甲種漁港施設(安良里漁港)指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理をおこなわせる施設の名称および所在地

甲種漁港施設(安良里漁港)

(岸壁・物揚場・船揚場・泊地・船舶保管施設)

西伊豆町安良里地内

2 指定管理者に指定する団体の名称および住所

静岡県賀茂郡西伊豆町安良里 655 番地の 6

伊豆漁協協同組合安良里支所

支所担当理事 藤井茂行

3 指定管理者として指定する期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 12 月 5 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(高橋敬治君) 産業建設課長。

○産業建設課長(村松圭吾君) それでは議案第 41 号について、ご説明します。

指定管理の施設の場所につきましては、浜川河口左側の、左岸側の船揚場から物揚場岸壁および泊地等、安良里漁港内の対岸までの漁港施設でございます。

漁港は、漁業活動をするための施設であります。一方で公共施設でもあることから、漁業活動に支障のない範囲で、プレジャーボート等の受け入れをしなければなりません。その

ためには、漁業者との調整が大変重要になり、漁業者の意見の集約、とりまとめができる漁業協同組合が、停泊等を希望するプレジャーボート所有者との調整をすることが、もっとも適切と考えております。また、指定管理を民間の営業者に委託した場合、自己の利益を優先し、漁業活動に支障をきたす案件が発することも懸念されます。

以上のことから、過去10年にわたり指定管理として協定書等にもとづき、施設管理や漁業者との調整等、安定した管理をしてきている、伊豆漁業協同組合安良里支所に、今後5年間も引き続きお願いしたいと考えているものです。

1ページをおめくりください。

こちらは、安良里漁港の管理に関する協定書の案となっております。

2枚めくっていただきますと、安良里漁協指定管理者業務の仕様書。もう1枚めくっていただきますと、リスク分担表。もう1枚めくっていただきまして、個人情報取扱特記事項等を添付してございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） リスク分担表を見ていただきたいと思います。6の施設設備、備品の損傷ということで、負担区分で、3つ目のところから、経年劣化のところ、それから不可抗力、それから施設の保険の加入。ここに両方丸ついているのですが、次の42号、43号、田子だとか仁科は、このところは、明確に西伊豆町の方に丸がついているのですが、ここだけ、両方ついているというのは、安良里はなにか、特別な理由が、あるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 安良里漁港に関しましては、他の地区の泊地以外に、特別泊地として、マリーナ施設がございます。これに対する対応で、この部分は指定管理者という部分でのうたい方になっております。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうするとね、施設の保険の加入のところだと、別記の、前のページの安良里漁協指定管理者業務仕様書の中の、3の業務内容の2の（2）の②、施設賠償責任保険に加入することっていうことで、ここで、わざわざ仕様書でうたっておるわけですよ

ね。だからここは、西伊豆町ではなくて、指定管理者が、施設の保険の方の加入になるのではないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） はい。加入手続きしてもらうのは指定管理者になります。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） だから両方に丸をつけていることは、どういうことですかということを知っているのです。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 先ほど産業建設課長からの話がありましたように、安良里漁港につきましては、特別泊地ということで、マリーナ施設の分がございます。マリーナ施設の分については、施設の保険の加入をしてくださいと。その他の施設、通常の岸壁、船揚場、等につきましては、町の方ということで、それぞれに丸の表記がされているということでございます。また、田子漁港、仁科漁港につきましては、こういった特別泊地がございませんので、施設管理者、西伊豆町として丸印がついているということでございます。

○議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤和夫君） はい、それは認識をしました。それと、安良里漁港は漁協が単独でフロートを設置して釣堀とかやっていますけれど、その施設はどうなりますか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） お尋ねの施設につきましては、所有者が漁協さんということで、町の施設でございませんので、この中には含まれていないと、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

10番、山本榮君。

○10番（山本榮君） 41号になると、ほかにも関連することなんですが、10年間この5施設を指定管理でお願いしていましたが、この施設、岸壁等に、公衆トイレが設置してあるわけで、そのトイレを含めて、この指定管理する。そのような考え方にはならなかったのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） お尋ねの公衆トイレでございますが、こちらの方は一般の方も使用される施設でございます、漁港、漁協さんの管理ということではなくて、町で管理す

るということで、今までも経緯をたどっております。

○議長（高橋敬治君） 10番、山本榮君。

○10番（山本 榮君） まあ今までの経緯は承知はしております。ただ漁協さんをお願いすることになれば、引き受けてくれれば、今の週に2日とか。幾日とかという、そういうことを決めずに、常に漁協さんの方で見回りをしてもらえる。多少の手間暇、手間賃は指定管理の中に、含めても、そうあるべきの方がお互いにいいのではないかな、いい管理ができるのではないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） せっかく議員の方から、いい意見をあげていただきましたので、今後また漁協さんとも話をしていきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 説明の中で、過去10年にわたり、安定的に指定管理をしていただいたというような話がありました。この指定管理の期間が、また5年になっているという話なのですけれど、指定管理の期間について、少し長めにしようとか、そういった検討とかは出なかったでしょうか。

それだけお願いします。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） そのへんのことは全然出ておりません。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 指定管理で別に、支障なく安定的に、経営をしてってもらってるのであればですね、長い期間、指定管理を結んでも、互いにいいのではと思いますので、今後、そういうようなことがあれば、少し検討してもいいのではと思いますけれど、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 管理の見直しの期間、見直ししなければならない時期等もありますけれども、次回の検討課題とさせていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 先ほど、リスク分担表のところ、安良里漁港、漁協だけ余分な負担

がついているということなのですからけれど、このマリーナがあるから余分な負担がついているということですからけれど、以前あのマリーナを漁協に委譲するという話がありましたけれど、その後その話はどうなったのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） マリーナ施設の方は、国、県の補助をいただいて整備した施設でありますので、その適正化に関する法律というのがあります。その規定によって、処分するか譲渡するにはその制約があります。このため今払い下げができるように県と協議をしているところです。その中で耐用年数を経過しますと、簡易な手続きで済むということで、この耐用年数について、現在県と協議した結果、マリーナ施設 20 年ということによろしいという結論が、最近出たばかりです。そうなりますと同施設は平成 29 年度、今年度で、丸 20 年という形になりますので、平成 30 年度以降で、漁協への譲渡等を検討していきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論をおこないます。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 41 号 甲種漁港施設（安良里漁港）指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第42号 甲種漁港（田子漁協漁港）指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第42号 甲種漁港（田子漁港）指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり甲種漁港施設（田子漁港）指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理をおこなわせる施設の名称および所在地

甲種漁港漁港施設（田子漁港）

（岸壁・物揚場・船揚場・泊地・船舶保管施設）

西伊豆町田子地内

2 指定管理者に指定する団体の名称および住所

静岡県賀茂郡西伊豆町田子 1603 番地の 24

伊豆漁協協同組合田子支所

支所担当理事 沼野文雄

3 指定管理者として指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成 29 年 12 月 5 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） それでは議案第 42 号について、説明させていただきます。

指定管理施設の場所につきましては、大田子海岸の船揚場から、物揚場岸壁および泊地等田子漁港内の漁港施設でございます。

先ほど安良里漁港でも説明させていただきましたが、漁業者の意見の集約、とりまとめ、契約等希望をするプレジャボード所有者との調整をすることができ、過去にも指定管理者として、実績のある田子漁港内に事務所を有する伊豆漁業協同組合の田子支所に、今後 5 年間で引き続きお願いしたいと考えているものでございます。

1 枚めくっていただきますと協定書の案。2 枚めくっていただきますと仕様書。1 枚めくっていただきましてリスク分担表。もう 1 枚めくっていただきまして個人情報取扱特記事項を添付させております。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論をおこないます。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 42 号 甲種漁港施設（田子漁港）指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第 6、議案第 43 号 甲種漁港施設（仁科漁港）指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第 43 号 甲種漁港（仁科漁港）指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり甲種漁港施設（仁科漁港）指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理をおこなわせる施設の名称および所在地
甲種漁港施設（仁科漁港）
（岸壁・物揚場・船揚場・泊地・船舶保管施設）
西伊豆町仁科地内
- 2 指定管理者に指定する団体の名称および住所
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 980 番地の 8
伊豆漁協協同組合仁科支所
支所担当理事 鈴木惠輝
- 3 指定管理者として指定する期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 12 月 5 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） それでは、議案第 43 号についてご説明します。

指定管理施設の場所につきましては、大浜から磯崎までの、船揚場、物揚場および泊地等仁科漁港港内の漁港施設でございます。

仁科漁港につきましても、説明ほどの安良里漁港、田子漁港で説明させていただいたとおり仁科漁港内に事務所を有する伊豆漁業協同組合の仁科支所に、今後 5 年間で引き続き管理をお願いしたいと考えているものでございます。

同じように添付資料としまして 1 枚めくっていただきまして協定書の案。2 枚めくっていただきまして業務仕様書。1 枚めくっていただきましてリスク分担表。もう 1 枚めくっていただきますと個人情報取扱特記事項を添付させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑をおこないます。

質疑ありませんか。

6 番、加藤勇君。

○6 番（加藤 勇君） 大浜の泊地の関係でお伺いします。

大浜のどこの部分が泊地か等は知らないわけですが、いわゆる大浜の海水浴場といいたいでしょうか。水上バイクが入り込む場所、主に入り込む場所ではないかと思うわけですが、その水上バイクの住み分けをするというような考え方はありませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これはあくまでも指定管理者の指定ということで、今議案は上程させていただいておりますけれども、水上バイクの件につきましては、今海上保安庁といろいろな話をさせていただいております。

ただ夏場の、どのように話したらいいのですか。海水浴場とかの状況というようなことの反省会を一度しております、そこからは、あまり水上バイクは望ましくないようなご意見

もいただいておりますので、来年度の夏季に向けて、そういった対策は取組んで参りたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 1点だけお伺いします。

いずれも、業務仕様書の中に、3の4の中の緊急時のマニュアルを作成し、職員に指導をおこなう。これ先ほどの議案も全部そうなのですけれども、これはどこがマニュアルを作った、もうすでにあると思うのですよ。これ10年間やっているから。ですから、どこにどういうようになっているのか。お聞かせください。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） 管理者である漁協の方で作成し、管理する職員の方に徹底するようにということでございます。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 漁協が作って、漁協の職員に指導にあたるマニュアルなのですか。

これについては町はきちっと把握されているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業建設課長。

○産業建設課長（村松圭吾君） マニュアル等の提出をさせておりませんので、細かい部分での内容等は把握しておりません。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） ぜひこういう緊急時とか、防犯、防災対策について、町全体の問題でもあるので。漁協だけにお任せしないで、きちんと中も点検をし、しっかりと管理しているかということは、きちんと町として、指定管理の方に、指導すべきではないかと思うのですけれども、把握していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あくまでも別記1でございませけれども、仁科漁港、指定管理者の業務、仕様書でございませるので、仁科漁港さん、これは先ほどの田子も安良里も同じだと思っておりますが、議員ご指摘のとおり、防災対策とか、マニュアルの作成というのが徹底されていると、されているかということにつきましては、これから確認をして、もし、ない場合であった場合は、作るように指導はさせていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論をおこないます。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 43 号 甲種漁港施設（仁科漁港）指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

みなさま、ごくろうさまでした。

散会 午後 3時26分